

# 十七世紀中葉における吉田家の活動

確立期としての寛文期

幡鎌一弘

The Activities of the Yoshida Family in the Middle of the 17th Century : The Kanbun Era as a Period of Consolidation

HATAKAMA Kazuhio

- ① 寛文期の吉田家をめぐる認識と問題点
  - ② 執奏
  - ③ 神道裁許状
  - ④ 行法
  - ⑤ 祈祷・勧請
  - ⑥ 神学
- おわりに

## 【論文要旨】

本稿は、十七世紀中葉における吉田家の活動を、執奏、神道裁許状、行法、勧請・祈祷、神学の五つに分類し、それぞれの実態と相互の関係を検討しながら、神社条目によって吉田家の神職支配が確立していった際の問題点を明らかにしたものである。

以下、三点を指摘した。

第一に、幕府が寛文五年に神社条目を発布したとき、吉田家の地方神職への支配は確実に広がりを見せていたが、吉田家は幕府が想定するほど朝廷内での地位を持ち合わせていなかった。そのため、従来の研究史では、吉田家の地位を過大評価することになり、執奏をめぐる争論の理解を不十分なものにしていった。

第二に、従来の研究では、吉田家と地方との関係について、執奏や神道裁許状の発給による支配関係、身分編成に眼を奪われ、吉田神道の行法の広がりについて、十分理解できていなかった。このため、吉田家と地方大社の複雑な関係について、分析する視点を持ち得なかった。

第三に、吉田家の神学の停滞があらわになり、神社祭祀（裁許状・行法の伝受）への特化を決定付けたのは、神社条目が発布された直後に神学への欲求の高まったことと、その発布に力を尽した吉川惟足の活動（講釈という手法）が大きく影響していた。

## ①寛文期の吉田家をめぐる認識と問題点

寛文五年七月、江戸幕府は、神社条目（諸社禰宜神主法度）を出し、神職を束ねる本所として吉田家を公認した。まずは、その法度を掲出しておこう。

定

一、諸社之禰宜神主等專学<sup>①</sup>神祇道<sup>②</sup>、所<sup>③</sup>其敬<sup>④</sup>之神体弥可<sup>⑤</sup>存知<sup>⑥</sup>之、有来神事祭礼可<sup>⑦</sup>勤<sup>⑧</sup>之、向後於<sup>⑨</sup>令<sup>⑩</sup>怠慢<sup>⑪</sup>者可<sup>⑫</sup>取<sup>⑬</sup>放神職<sup>⑭</sup>事

一、社家位階從<sup>⑮</sup>前々<sup>⑯</sup>以<sup>⑰</sup>伝奏<sup>⑱</sup>遂<sup>⑲</sup>昇進<sup>⑳</sup>輩者弥可<sup>㉑</sup>為<sup>㉒</sup>其通<sup>㉓</sup>事

一、無位之社人可<sup>㉔</sup>着<sup>㉕</sup>白張<sup>㉖</sup>其外之装束者以<sup>㉗</sup>吉田之許状<sup>㉘</sup>可<sup>㉙</sup>着<sup>㉚</sup>之

一、神領一切不可<sup>㉛</sup>売買<sup>㉜</sup>事

附不可<sup>㉝</sup>入<sup>㉞</sup>于質物<sup>㉟</sup>事

一、神社小破之時其相応常々可<sup>㊱</sup>加<sup>㊲</sup>修理<sup>㊳</sup>事

附神社無<sup>㊴</sup>懈怠<sup>㊵</sup>掃除可<sup>㊶</sup>申付<sup>㊷</sup>事、

右之條々可<sup>㊸</sup>堅守<sup>㊹</sup>之、若違犯之輩於有<sup>㊺</sup>之者、随<sup>㊻</sup>科之轻重<sup>㊼</sup>可<sup>㊽</sup>沙汰<sup>㊾</sup>者也

寛文五年巳七月<sup>㊿</sup>

本稿は、この法度によって神職に強い影響力を持つことになった吉田家について、その玄関帳である「御広間雜記」（天理図書館蔵）を用いつつ、十七世紀中葉、特に神社条目が発布された寛文期を近世における地位の確立期として、分析を加えようというものである。

まず、神社条目が発布された前後の状況について、既に研究史上確認されていることを、1 神社条目の発布の影響、2 吉田家の家政、3 教法と行法の分離の三点に整理して述べておきたい。

### 1 神社条目の発布の影響

寛文五年の神社条目を契機にして、幕府の公認を受けた吉田家が、神職を支配しうる法的根拠を得た。これによる吉田家の支配伸張については早くから指摘されていたが、吉田栄治郎氏は、吉田家の「教化」の内容を「神位・神号の授与、神官補任、神道行事の伝授」とし、これらを一括して中世末から寛文九年までの神社数を国別に数え上げて、神社条目以後「教化事例数」が確実に増えていることをきわめて実証的に例示した<sup>①</sup>。また、井上智勝氏は、吉田家の支配を在地の動向と関連させつつ展開し、法度の発布によって、全体として吉田家の支配やそれを梃子とした神職秩序が形成されていくことを明らかにした<sup>②</sup>。

もともと、神社条目が発布されても地方大社のもつ影響力の強さから、急速にその地位を強化したわけではないというのが高埜利彦氏や井上寛司氏の立場である。高埜氏は、氏子などが吉田家へ入門する費用を負担するため、在地への浸透はその地域の「生産力発展に照応した漸進的なもの」<sup>③</sup>にならざるをえないと評価している。

また、神社条目は吉田家の権威を高めたものの、第二条において、社家の執奏は吉田家に限定されていなかった。第二条に対する幕府の意図は、あくまでも二十二社を除く神社を吉田家が一元的に支配することを目指したものであった<sup>④</sup>。しかし、出雲社や阿蘇宮など地方大社の反発を受け、幕府は延宝二年の「覚」によって、執奏を吉田家に限定しないこととする、条目第二条の解釈を明示した。間瀬久美子氏は、ここでの幕府の意図は、神社条目に制限を加えて、吉田家を統制下に置くということなのであったとし、これによって吉田家以外の執奏家は増加するが、吉田家はなお執奏権を主張して活動するという<sup>⑤</sup>。

いずれにせよ、神社条目発布を、吉田家の神職に対する地位の確立（体制的宗教）<sup>⑥</sup>として承認しつつ、その位置づけをめぐって議論されて

きているといえよう。

## 2 吉田家の家格と家政

寛文五年の神社条目の発布以前の吉田家には、深く関係を結んでいた豊臣氏の滅亡と豊国社の破却という、家運を危うくする事件があった。それを乗り切って、地域の神職と密接につながっていったことや、八神殿の再興、伊勢正遷宮一社奉幣、伊勢例幣使発遣などを通して朝廷の中で祭祀の中核を担ってきたことが強調される<sup>(13)</sup>。これにより、1にいたる歴史的根拠を明示してきた。

その一方で、吉田兼見・兼治の後をついだ兼英・兼起の時代には、公卿へと昇進せずに終わり、家の基盤は弱かったことも指摘されている。しかも、兼起が明暦三年に四十歳で没した時、兼連（兼敬）はまだ幼少であって、吉田家は家臣団や分家の萩原兼従によって支えられていくことになった。後述するように、吉川惟足は吉田家の再興のために奔走しなければならなかったというのである<sup>(14)</sup>。

このように、吉田家には、公家としての側面と神道の本所との両面があり、視点の違いによって、評価にかなりの隔たりがある。

念のため、系図によって確認してみよう（表1）。そもそも吉田家の家格は旧家で、半家に属し、白川家とともに神祇を司る家と認識されていた。領地高は七六六石あり、公家の中では多いほうである<sup>(15)</sup>。

元服後すぐに昇殿を許された兼見は、織田信長や豊臣秀吉の信任を受けたとはいえ、従三位になったのは四十八歳であった。その子兼治は叙位とともに昇殿を許され、正四位下まで昇進したが、三位には昇らなかった。兼英や兼起になると、初任官の年齢が他の事例よりかなり遅く、昇殿も許されていないから、彼らには最初から公卿になる可能性はほとんどなかったと考えられる。

次の兼連は、十歳で従五位下、三十六歳で従三位になった。兼連以後

表1 吉田家当主の履歴

兼見	母 /天文6年7月5日従五位下(3歳) /天文11年3月23日、元服、昇殿を許される(8歳) /天正10年5月3日従三位(48歳) /慶長2年2月24日従二位(63歳) /慶長15年9月2日76歳没
兼治	母家女房 /天正5年12月23日従五位下、昇殿を許される(13歳) /慶長18年正月6日正四位下(49歳) /元和2年6月5日52歳没
兼英	母細川藤孝女 /寛永2年9月8日従五位下(31歳) /寛文11年11月20日77歳没
兼起	母通仙院瑞鏡(医師半井家)女 /正保3年6月19日従五位下(29歳) /明暦3年4月7日40歳没
兼連	母飛鳥井雅章女、実烏丸光賢女 /寛文3年2月15日従五位下(10歳) /寛文3年6月3日元服、昇殿を許される /貞享5年正月6日従三位(36歳) /享保14年12月24日正二位(77歳) /享保16年12月17日79歳没
兼章	母花園実満女 /貞享2年正月6日従五位下(9歳) /貞享3年2月26日元服、昇殿を許される(10歳) /宝永2年正月5日正四位下(29歳) /宝永6年12月25日32歳没
兼雄 (良延)	母清閑寺熙定女 /宝永6年正月5日従五位下(5歳) /正徳3年11月12日元服、昇殿を許される(9歳) /享保17年4月5日従三位(28歳) /明和6年12月18日正二位(65歳) /天明7年8月20日83歳没
兼隆 (良俱)	母本田忠統女 /寛保2年正月10日従五位下(4歳) /延享4年11月30日元服、昇殿を許される(9歳) /明和3年正月9日従三位(28歳) /寛政8年2月23日正二位、(同年2月22日)58歳没

出典：「卜部家系譜」（『神道大系論説編 卜部神道（上）』神道大系編集会、1985年所収）

注：最初の叙位、昇殿、従三位、最終の叙位、没した年月日を取り上げた。

は、元服と同時に昇殿を許されているから、公家社会一般の変化も重要ながら、兼連は、公卿としての地位を安定させた画期的な存在だった。本所としての地位確立と公家としての没落は、恐らく両方とも事実であり、研究史上両者は十分にすりあわせていないのである。

なお、やや踏み込んで指摘しておけば、吉田家の神道の本所としての位置は神職や幕府にも知られていたが、「神道管領長上」という概念が、理解されていたかどうかはわからない。以下のような記述がある。

一、十二日、己未、天晴、早旦家公南禅寺より御帰室、大角主水江戸へ発足、旨趣、当春越後国八幡之社人同居多之社人江戸寺社御奉行へ内々出入二付而訴申処、吉田家神道長上之子細御奉行御不内案之由二而ハ是非不被仰付、菟角従吉田管領之子細申来候者、其上二面可被仰付之由、居多花前宮内当地へ罷上り依訴訟申、当家論旨令被差下云々（寛文元年七月十二日条）<sup>(17)</sup>

寺社奉行が「神道長上」を知らず、説明のために、論旨・令旨をもって吉田家から家臣が江戸へ派遣されたというのである。幕府にも「神道管領長上」が認知されるのは、神社条目の発布からそれほどさかのぼることではなかったのである。

### 3 教法と行法の分離

2にもかかわって、吉田神道の道統そのものにも問題があった。吉川惟足によって創始された吉川神道（理学神道）を論じるときに指摘される側面で、萩原兼従から、行法については鈴鹿右京へ、教法は吉川惟足へと、行法と教法がそれぞれ別に伝えられた<sup>(18)</sup>。さらに、惟足に師事した保科正之・徳川頼宣、その外にも池田光政・徳川光圀など、神道思想を基にした政策を実行する要人が登場していることにも注目したい。なにより、吉川惟足と保科正之の結びつきこそが、神社条目の発布に大きな力をもったとされているのである。

吉田神道を行法（祭祀）と教法（教理・教学・神学）との両面に分け、後者の理論を中心に、万人の信奉する日本の道としての神道に姿を変えようというのが、吉川惟足の主張とされるが、この問題は神道を考える上で重要な論点となりつつある。井上寛司氏は、吉田兼俱の提示した神道概念を、①天皇神話に基軸を置く国家的イデオロギーとしての「神道」と、②神社祭祀に基軸を置く「神道」の二つに整理し、さらに①が林羅山によって否定的発展的に継承され、世俗的な將軍や天皇の統治権に関わる問題として議論されていくとした<sup>(21)</sup>。

井上寛司氏のこのような議論は、村上重良氏に見られるように、神社神道を原始神道の直系として理解していたのに対して、吉田兼俱の理論化による神社神道の宗教化という新たな画期を設定したという点でも大きな意味がある。

①に関していえば、平重道氏は、羅山の治道・王道としての神道説の持つ方向性を惟足の先駆的存在と見ている<sup>(23)</sup>。井上寛司氏の議論をふまれば、吉田神道内部での行法と教法の分離は、吉田家の特殊事情のみならず、当時の思想状況の中で起こるべくして起こったものだけということになる。

以上、当該期における吉田神道の研究史を三つに分けて検討してみたが、最も留意したいのは、3で井上寛司氏が提示する①②の亀裂である。今日の神道研究における思想史研究と神社史研究・歴史学研究の乖離にまで行き着くだろう。井上寛司氏は、「二面的な問題の捉え方や分析視角のゆえに歴史の実態を正確、かつトータルな形で捉えることができなくなってしまうのではないか、また宗教と思想・イデオロギーとの関わりや相互の矛盾した緊張関係を正確に捉えることが困難になってしまっているのではないか」と指摘している<sup>(25)</sup>。本稿でいえば、吉田家の神社条目発布までの評価を、衰退と見る思想史研究と、本所としての活動を評価する研究との違いとなつて表れている。近世史研究では、やや

もすると身分編成論に流れがちなだけに、重く受け止めるべき課題となるはずだ。

その点で言えば、井上智勝氏の一連のすぐれた業績は、両者への目配りを怠らず、堅実に成果をあげている。しかし、もし弱点があるとすれば、吉田家の活動の多様性を、「中世後期から吉田家は各地の神職の要望に応えて、神号や神位の授与、各種の裁許、鎮札の発行、神道伝授、神職に関係する争論の裁許、神職の補任取次（執奏）、日取の勘進など」と認めつつも、それを「自己の地位保全に有用な権威として認識するという点」に収斂させてしまっている点であろう。<sup>(26)</sup> 井上智勝氏の議論は、

本所支配を在地神職の意向を踏まえて議論するという、きわめて正当な方法をとっているため、逆に、吉田家そのものへの視線が弱められている。ところが、「御広間雑記」を読む限り、吉田家に入りしている人々には、吉田家の支配を拒否したとされる二十二社や地方大社の神職もいるし、僧侶も現れてくる。これらを一度は総体的に取り扱う必要があるだろう。

以上のような問題関心にに基づき、当該期の吉田家の活動を五つに分類して検討を加えてみようというのが、本稿の狙いである（表2）。

それぞれの分類の意図については後述するが、いずれも先行研究で何らかの形で仕分けられ言及されていたものである。大まかに言えば、執奏は神社条目第

表2 吉田家の活動分類案

a	執奏	位階・官職を朝廷に取次
b	神道裁許状	官途、装束（狩衣・風折烏帽子、千早、木綿手纏など）の許可
c	行法	中臣祓、六根清浄祓、身曾貴大祓、護身神法、三壇行事（十八神道・宗源行事・大護摩）、奉幣伝授、翁大事、葬祭次第などの許可
d	祈祷・勸請	霊社・明神号等授与、神階授与（宗源宣旨）、鎮札・守・神符授与などの実践的な活動
e	神学	日本書紀神代卷、中臣祓などの神学の教授

二条、神道裁許状は同第三条に対応し、行法は井上寛司氏の指摘する「神社祭祀に基軸を置く神道」の基本をなすものである。祈祷・勸請は、近世吉田家研究では橋本政宣氏が分析しているし、井上智勝氏の宗源宣旨をめぐる一連の研究がある。<sup>(27)</sup> 祈祷・勸請は三壇行事（c）によって行われ、吉田神道が普及するにつれ、祈願内容に対応して行法も多様化していくといわれている。<sup>(28)</sup> 神学は、当該期であれば、吉川惟足に担われていく部分であり、厳密には行法の学術的な説明要素でもあるが、井上寛司氏という国家的イデオロギーとしての神道に展開していくものである。

さらにこの分類には、近世後期に展開した白川家が、本所の活動を、①執奏留（a）、②門人帳（b）、③勸遷留（d）に分けて記録しているということも参照している。<sup>(29)</sup>

それぞれについては、すでに一定の説明が行われているが、本稿では、神社条目発布前後という歴史的文脈に即し、活動内容やその対象のずれを意識しながら、吉田家の活動を明らかにしていきたい（なお、本稿では、制度的な側面においては主に「吉田家」を用い、思想・行法的な側面を含めて考える場合には、「吉田神道」と表現する）。

## ② 執奏

執奏は、社家の位階叙任等を朝廷に願い出るときに、その取次をする地位である。獲得された位階は、神職の地位を示すものとして最も権威がある。神社条目との関係では、第二条に相当する。ここに、吉田家の執奏が明確に示されず、解釈に問題を残したため、朝廷内で紛糾し、延宝二年に吉田家の執奏に限定されないと幕府が判断したことは、研究史上たびたび取り上げられた。

まず、簡単に当時の執奏の状況を見ておこう。寛文七年の「御公家分

限帳<sup>(30)</sup>」によれば、白川家が松尾社・稲荷社・西宮社、西洞院家が平野社、広橋家が八幡社と記載されている。「吉田勘文<sup>(31)</sup>」では、上記以外に武家伝奏が伊勢・賀茂、関白并南曹弁が春日、白川家が太原社、勧修寺家が住吉社、比叡山座主が日吉社、九条家が梅宮、竹内門跡が北野社である。すべての二十二社で執奏家が決まっていたのではない。

間瀬久美子氏の議論では、執奏家が固定されていることを前提にして<sup>(32)</sup>いるが、近年では、近世を通して異動があることも指摘されている<sup>(33)</sup>。そもそも先行研究では、吉田家の執奏が当時どのようなものだったか明らかにせず議論している点で問題を残していた。

なお、念のため付け加えておけば、八幡社は神仏習合のため、執奏は僧侶としてのものである。例えば、「御広間雑記」に頻繁に登場し、吉川惟足門人の田中要清は、慶安二年に十三歳で得度し、寛文元年に法眼に叙されている<sup>(35)</sup>。

では、具体的に検討してみよう。「御広間雑記」において、裁許状の発給は記されないが、執奏の場合は職事や社家とのやり取りが起ころので、何度か記載されることになる。多くの場合、口宣案が引き写されている。関係の記述を書き上げたのが表3である。

意外なことだが、寛文以前の吉田家による執奏は「御広間雑記」から直接は読み取れない。寛文二年七月に五条為庸の紹介によって吉田家から執奏が行われたのが、記載の最初である。寛文二年八月の加賀国金沢明神祠官多田丹波の執奏に際しては、「惣而從吉田執 奏之社人者可致御披露之由兼而勅定二候間」（寛文二年八月六日条）と吉田家側に伝えられているから、後西天皇（在位、承応三年十一月二十八日～寛文三年一月十六日）のもとで、吉田家の社家執奏が承認されていた。  
ところが、翌年後西天皇が靈元天皇に譲位すると、吉田家の執奏は否定される。この年、安芸国白神社の内田土佐の執奏は紛糾し、交渉を重ねたが認められなかった。以下は、そのやり取りを示す簡条である。

表3 慶安3年～寛文13年までの執奏関係記事

年月日	神社名	社家名	内容	備考
寛文2年7月10日	伊予・五社大明神	鳥谷修理藤原長次	位階	五条宰相為庸紹介
寛文2年7月10日	伊予・賀茂八幡社	波頭陸奥大掾藤原経重	位階	
寛文2年7月10日	越後・村松八幡社	田代石見藤原秀永	位階	
寛文2年8月11日	加賀・金沢神明社	多田丹波	位階	甲賀伊衛門紹介、正六位下口宣案『金沢市史』
寛文2年9月28日	相模・海南社	大井和泉	位階	
寛文2年11月1日	伊予・三島大明神	武知撰津守	官位・御一通（与州社人7人）	一条教輔（内：保田主膳正）紹介
寛文3年8月29日	安芸・白神社	内田土佐守	位階	位階不可
寛文4年5月11日	肥前・諏訪社	青木右近	正六位下	
寛文4年6月16日	武蔵・山王社	日吉右京	位階	書状のみ、吉田家はかかわらない
寛文4年8月2日	豊後・由原八幡宮		位階	当家御一通を同時に渡す
寛文5年6月4日	武蔵・神田明神	芝崎宮内	位階	吉田家とはかかわらない
寛文5年6月19日	(駿河カ)・惣社	父子	位階	詳細不明
寛文5年7月23日	長門・春日社	波多野式部	正六位上・宮内大丞(写)	
寛文5年7月27日	紀伊・玉津島神社	茂松采女	正六位下	昭高院門跡関与、吉田家の取次ではない
寛文5年12月20日	武蔵・芝明神	斎藤左近・斎藤修理	位階（五位希望）	
寛文6年5月11日	三河・八幡宮寺部助太夫／八幡宮竹尾与衛門／砥鹿大明神草鹿斗孫十郎／大神宮竹尾彦大夫／兔足神社川出宗次郎		従六位下	烏丸大納言資慶・牧野佐渡守親成（所司代）口入、諸伝授
寛文6年6月27日	信濃・諏訪社	大祝神大隅守	従五位下	十八神道加行
寛文6年6月27日	信濃・諏訪社	大禰宜太夫守玄蕃丞允	正六位下	

年月日	神社名	社家名	内容	備考
寛文6年6月28日	肥後・阿蘇宮	宮内友隆	位階申請（柳原弁へ申入れ）	この一条は、後の書き加え。寛文7年2月に行法伝授
寛文6年7月2日	相模・鎌倉八幡宮	大友主膳	従五位下山城守（写）	
寛文6年7月2日	下野・宇都宮社	中里神大夫	正六位下（写）	十八神道・宗源行法
寛文6年7月10日	紀伊	？	位階	吉川惟足・頼宣依頼
寛文6年7月12日	遠江・一宮	鈴木監物	正六位下	高家大沢兵部少将添状持参、惣社宮内駿府書状
寛文6年8月7日	伊予・三島社	菅原長次	正六位下	
寛文6年8月16日	尾張・熱田社	大宮司	位階希望	吉田家執奏しない
寛文6年8月24日	駿河・富士浅間神社	大宮司富士能登和迹部信元	従五位下	十八神道
寛文6年8月27日	陸奥・会津・諏訪社	笠原衛門太夫	位階	交渉長期
寛文6年8月28日	長門・宮崎八幡宮	井上治部	従五位下	宗源行法伝授
寛文6年9月22日	信濃・諏訪社	社人神長官	正六位下	切紙伝授
寛文6年10月28日	三河・伊賀八幡宮	柴田刑部・柴田信入	従五位下伊賀守（写）	吉田家御一通拝領
寛文6年11月23日	駿河・三穂神社	太田図書	従五位下図書助（写）	十八神道希望（指南は惣社宮内）
寛文6年12月26日	尾張・東照宮	吉見宮内	従五位下民部少輔（写）	
寛文7年2月3日	陸奥・会津若松・諏訪社	諏訪大祝撰津守神方就・佐久祝山城守神方義	神方就（正六位下）方義（従六位上）（写）	十八神道伝授
寛文7年2月26日	尾張・若宮八幡	鈴木右近	正六位下（写）	
寛文7年2月26日	尾張・二宮	茂松筑後	正六位下（写）	
寛文7年閏2月23日	備中・吉備津宮	藤井修理高安	正六位下（写）	
寛文7年4月12日	信濃・諏訪社	神広正宮内少丞・神貞辰和泉守・神辰従老岐守	正六位下宮内少丞・正六位下和泉守・正六位下老岐守（写）	十八神道その他相伝
寛文7年5月24・27日	伊勢・桑名春日社	佐藤民部など4人	いずれも従五位下（写）	鬼島図書と軋轢あり、閏2月7日には一旦不許可
寛文7年5月24日	紀伊・東照宮	安田主馬（正興兵部少輔）	従五位下兵部少輔（写）	
寛文7年6月26日	豊前・薦社	池永数馬	従六位上（写）	六根清浄護身神法玉垂神社
寛文7年7月13日	筑後・高良山	鏡山左京	正六位下	
寛文7年9月12日	常陸・鹿島社	中臣則直従五位下／中臣則親正六位上（写）		
寛文7年9月12日	下総・香取社	中臣定房	従五位下（写）	
寛文7年11月13日	摂津・座摩社	渡辺右京源吉易	正六位下（写）	奉幣次第・護身法など
寛文7年11月22日	肥後・藤崎八幡宮	吉永奎之進	正六位下兵庫助（写）	十八神道伝授
寛文7年12月15日	筑後・高良社別宮・別府両社	高尾日向	従六位上（写）	
寛文8年5月15日	周防・山口・今八幡宮	小方定次	正六位下左兵衛尉（写）	宗源行事
寛文8年5月15日	周防・山口・三宮	高橋成助	正六位下刑部丞（写）	護摩行法など伝授
寛文8年5月28日	加賀・大野・湊神社	川崎定方・川崎定興	ともに従六位上（写）	—
寛文8年7月28日	越中・二上山権現	関豊後	正六位下（写）	—
寛文8年9月17日	武蔵・鷲宮	大内秀勝	従五位下（写）	伝授
寛文8年9月17日	出雲・佐陀神社	勝部吉成正六位下／来目朝宣従六位下（写）		—
寛文8年9月27日	紀伊・日前宮		位階問合	徳川光貞より内証の問合
寛文10年12月6日	尾張・熱田社	千秋従五位下刑部太輔／田島正六位上丹波守／馬場正六位上左京亮		挨拶・御礼のみ
寛文10年12月8日	尾張・東照宮	吉見宮内大輔	位階申請・従五位上	結果不明
寛文10年12月8日	尾張・真清田	佐分出羽守	正六位上・出羽守	結果不明
寛文11年3月2日	備前	松岡市進	位階願	結果不明

六日、辛丑、天晴、使鈴鹿將監申資慶卿云、前日白神之祠官位階之事被經 奏聞之処、

①新院御在位之例不被用于当御代、後光明院御代之例書付可致進入之由被仰下候、則 後光明院御代從吉田家執 奏之例書付申候、御披露頼入存由也、②後光明院御在位之時執 奏申例、慶安元年

一、駿州阿部郡惣社之祠志貴昌相

承応三年四月

一、長州萩春日之社司藤原就豊

資慶卿御返答云、明日可有御披露由也 (寛文三年八月六日条)

八日、癸卯、天晴、遣大角主水窺白神之社司義於資慶卿、彼卿云、

昨日御披露有之処、

又 ③後光明院之例不被用也、後柏原院御代之例校上可申由也、

④畢竟可被押吉田執 奏法皇之御景色也云々、⑤去寛文二年 新

院御在位之時、任永和元年之 勅裁天下之諸社家執 奏之事可致

吉田進退之由既有 勅定、今御讓位之後未充八月而被違背事、為

亡吉田家業乎、且為王道之衰替乎、(略) (寛文三年八月八日条)

これらの箇条からすると、靈元天皇の後見として院政を復活した後水尾院は、後西天皇時代の執奏を先例と認めず(①④)、その前後後光明天皇時代(在位、寛永二十年十月三日〜承応三年九月二十日)の先例を吉田家に提出するように求めた(②)。しかし、吉田家から提出されたのは、二例でしかなかった(36)。この後、さらに後柏原院(在位、明応九年十月二十五日〜大永六年四月七日)の例をあげよと迫られた(③)。吉田家からこれ以上の先例を提出することはなく、執奏は許されず、白神社の社家は帰国せざるを得なかった。

このやり取りの中で重要なのは、⑤であろう。後西天皇が吉田家の執奏を認めたのは寛文二年のことである。「御広間雜記」の中に、それ以

前の執奏例が見当たらなかったのは、後西天皇の判断までは、すなわち後光明天皇以来二十年間、吉田家の社家官位執奏がほとんどなかったからである。また、「永和元年の勅定」にならうという根拠も伴っていた。これは、永和元年六月十六日に神道長上(吉田家)に諸社の執奏を認めたとされる後円融院の論旨のことで、「吉田勘文」でも吉田家の主張を裏付ける基本史料として提出されていた。後柏原院についても、「吉田勘文」では、後柏原院の頃まで八神殿があり白川家が神祇官を支配したとされていたので、これを根拠として糺されていると思われる。このように、後西天皇の勅定廃止は、寛文六年におこる吉田家の執奏をめぐる争論と同じ論点を内包していたのである。

では、この時期、誰が吉田家に有利になるように力を尽したのか。寛文二年七月の三社家の口宣案は烏丸資慶から届けられ(七月十日条)、また八月の加賀国金沢神明社家の勅許の連絡も同人からもたらされている(八月十一日条)。資慶は、兼連の母榮春院・飛鳥井雅章室・熊本藩主細川光尚室と兄弟姉妹であり、萩原兼従から兼連の後援を頼まれている(37)。おそらく、後西天皇に吉田の主張を伝えたのは烏丸資慶、あるいは寛文元年九月に武家伝奏となり榮春院の養父であった飛鳥井雅章だと思われる。飛鳥井雅章は、寛文六年以後の執奏をめぐる争論の中で、吉田家側について鷹司房輔と争うからである。

また、後西天皇の勅定が靈元天皇即位によって一旦は反故になったことにも、おそらく理由があるだろう。後西天皇は後光明天皇の急死後、靈元天皇即位までのつなぎの天皇と認識されており、この間の新儀を一旦はとどめたからではなからうか。寛文七年閏二月十九日に、鷹司房輔から「十ヶ年以來社家方位階執 奏被考書付」の提出を指示され(閏二月二十八日に再提出指示)、「吉田勘文」の中でも、飛鳥井雅章が「諸社之神主祠官、吉田家を以、官位之事申上候をハ、委細遂吟味、従前代吉田家職事迄申入來候」としたが、後西天皇期について、さして参照され



ることはなかったのである。

では、社家位階の執奏が行われていなかったのかといえ、そうではない。寛文三年十二月二十五日付の加賀国安江八幡社への口宣案が残っているからである。「御広間雑記」にこの記載はない。直前まで執奏が紛糾していたので、もし、吉田家の執奏が認められたのなら、何らかの記載があつてしかるべきである。この執奏は、吉田家以外から行われていたと判断せざるをえない。

寛文四年になると、吉田家からの執奏が復活し、肥前国諏訪社や豊後国由原八幡宮の社家の位階を吉田家が執奏している。しかしながら、寛文四年の江戸山王社、寛文五年の江戸神田明神、紀伊国玉津島神社の執奏は吉田家ではない。山王社・神田明神の場合、ともに位階を得た御礼のために使者が上京したついでに吉田家に挨拶に立ち寄っている程度なのである（寛文四年六月十六日条・同五年六月四日条）。玉津島神社社家（紀伊徳川家の扶持人ともある）の場合、照高院宮（道見法親王・後陽成院息）からの相談に預かっただけで、位階を得たことは、翌日知らされ挨拶を受けた。

以上のように見れば、神社条目が発布されたとき、吉田家だけが社家の位階を執奏していたわけではなく、吉田家以外から位階を獲得するほうが一般的だったとすべきであろう。「吉田勘文」の「別紙愚見」にある「関白ノ仰ニ、無伝 奏社家者以旧例自古来職事相付披露之事也トノ儀、尤ニ存ジ奉候事」が実態に近かったと思われる。吉田家が中世末以来神職支配を強めていたからといって、地方社家の執奏を広く優先的に行っていたと前提するわけにはいかないのである。

一方、神社条目発布以後は、執奏を願ひ出て来る社家が確実に増えてきている。所司代・高家・武家伝奏などが、吉田家の執奏を指示するようになるからである。執奏は寛文六年から八年に集中し、その後減少するのは、ある程度位階が神職の間で充足したということもある。

念のため確認すれば、神社条目にも明記されているように、執奏は位階を原則としていた。あわせて官職を拝領する場合もあったが、官職のみの執奏はない。また、位階を申請した前後に、伝授を受ける例も多い。社家官位を願うのはいずれも地方大社で、行法についても三壇行事を受けている。なお、後述するように、執奏を願ひ出た社家が、それ以前に吉田家に行法で入門していた例もある。

寛文六年七月、肥後阿蘇宮社家阿蘇宮内の執奏をめくり、鷹司家が吉田家と対立して争論となり、寛文八年十月には、吉田家から二十二社のほか、出雲大社（杵築）・常陸鹿島・下総香取・信濃諏訪・尾張熱田・紀伊日前・同熊野・肥後阿蘇宮・豊前宇佐の各社の執奏を行わない旨を申し出た（「吉田勘文」）。これらは、吉田家に対する地方大社の反発という脈絡で理解されている。たしかに、出雲大社については、神社条目発布後、吉田家とは明確に対立し、霊元天皇から永宣旨を得た。<sup>(42)</sup>

しかし、鹿島・香取・諏訪は吉田家執奏によって位階を得ており、諏訪社家はその後十八神道などの伝授を受けている。日前社は、吉田家から執奏はしていないが、紀州藩徳川光貞から位階申請について内々の相談を受けており、執奏の次元で、神職が吉田家に反発した結果とは思えない。しかも、争論の発端となった阿蘇宮の阿蘇宮内少輔の件は、鷹司家臣の広庭中務のとりなしがあつて収束し、寛文七年二月二十八日には、行法の伝授を許されている。

以上のような事例からみると、吉田家と地方大社の複雑な関係が垣間見られる。仮に執奏で反発しても行法を得ようとしたということは、地方大社においても吉田神道の持つ行法が特に必要とされたということになる。執奏に対する反発の次元で、吉田家と地方大社の関係を規定してかかるのは、一面的に過ぎるだろう。そもそも、吉田家が執奏を除くとした地方の九社は、吉田家に反発した神社が基準ではなく、当時何らかの形で執奏を経て位階を得ていた神社から選ばれたとみた方がよいので

はなからうか。<sup>(44)</sup>

以上のように、執奏を詳しく検討してみると、吉田家には条目発布前の二十年間ほど執奏の実績がほとんどなかったこと、条目発布以後、有力な地方大社も吉田家が執奏しており、さらに吉田家から行法を獲得する場合もあったことが指摘できる。地方大社の反発については、修正が必要になるだろう。

また、延宝二年八月の幕府の決定について、間瀬氏は、幕府が吉田家の執奏や装束免許の活動に統制や制限を加えたと判断していた。<sup>(45)</sup>しかし、この理解は、吉田家がそれらがある程度独占していたという前提で成り立ちうる話である。二十二社を除く神社を吉田家に統括させるといふ神社条目発布当時の意図からすれば、大きく後退したかもしれないが、本稿での分析からすると、現実にはその目論見自体、すくなくとも執奏における吉田家の実態とはかけ離れていたと考えざるを得ない。幕府の決定ですら、執奏における吉田家の「再興」にとつて、さしあたり十二分な意味を持ったことになったと思われる。

### ③ 神道裁許状

神道裁許状は、条目第三条に相当するものである。執奏は新儀に属する事項だったと考えられるが、神道裁許状は吉田家が地方神職に積極的に発給し、確実に実績の伴ったものだったし、条目に吉田家の裁許が明記されたことで、幕府の公式の証書に準じるものになった。井上寛司氏や佐藤真人氏のいうように、地方大社が吉田家から発給される神道裁許状に触発され、対抗的に自ら裁許状を発給し始めたということも、説得力のある議論である。<sup>(46)</sup>対立という局面は、この次元で最も緊迫していたと思われる。ただし、ここでは、地方における問題を留保し、吉田家内部における裁許状の位置を整理したい。

「御広間雑記」では、しばしば「御一通」という表現もとられるが、これはおおむね裁許状をさしている。<sup>(47)</sup>主に身分に深く関わる神職や巫女の風折烏帽子・狩衣、千早、木綿手纏などと名乗りを許容するものである。橋本政宣氏は、装束の許可に伴い、条目第三条が吉田家の活動を公認したものにほかならないこと、吉田神道の作法の習得が神道裁許状の前提であったという。<sup>(48)</sup>装束の許可は、身分の表徴でもあるが、そもそもは、神に向かうときに木綿をかけなければならず、伝授の進み方によって掛緒の種類が異なるという「唯一神道制戒」に従ったものであろう。

吉田家の家政と裁許状を関連させたとき問題なのが、当主兼連が幼少の場合である。しかし、この時期も本所として神道裁許状は捺印の上発給されている。橋本政宣氏は、例えば「今日奥州会津社家巫女へ御裁許状被遣、兼連公御一通始也、委細御裁許状留有之」(明暦三年五月五日条)などから、「本所」としての必要性から兼連が元服前に実名を用いていることを指摘した。<sup>(49)</sup>たとえば翌明暦四年の「恒例裁許状」は、以下の通り、兼連の名で出されている。

防州都濃郡須々万村八幡宮之祠官宮村主膳吉集恒例之神事参勤之時、可着風折烏帽子・狩衣者、神道裁許之状如件

明暦四戊七月朔日

神道管領長上下部朝臣兼連(朱印)<sup>(52)</sup>

つまり、神道裁許状の発給は、当主の個性に左右されず、本所としての機能の継続性が重視されているのである。

また、先の明暦三年五月五日条によれば、「御裁許状留」が作成されていたことが示されている。それらの記録は、幕府から裁許状写の提出の要請など、本所としての機能上不可欠なものだった。<sup>(53)</sup>

「御広間雑記」には、裁許状の写しは出てこない。それは、「江州高島郡木津村土生大明神之社人來調、凡自遠方所來調之社家者流之事、悉雖別記之、此社者寛永元年中兼英勸請也故記于斯」(寛文三年八月十六日条)

とあるように、地方社家については、「御広間雜記」に記載しないのが原則だったからである。その結果、裁許状が発給されたことは、神職の当主への挨拶などに表れるだけで、発給数は正確に把握できないのである。しかし、逆にその実数は「御広間雜記」にうかがえるもの以上ということになる。<sup>(54)</sup>

いずれにせよ、裁許状の発給システムは家臣団のもとですでに確立しており、発給した裁許状控簿の作成は、家臣団が行っていたと推測される。吉田家の本所としての裁許状の授与は、まさに家政として家臣団を含めて機能していたのである。裁許状の発行と吉田家当主の動向が無関係に見えるのはこの理由による。

一方、許状の記載内容が正確性を欠いている点を幕府から注意されていた（寛文十年八月十一日条）。これは、在地の要望に応えながら裁許状を出し、内容をあまり吟味できない組織（官僚制）の未成熟さを示していると考えられる。

では、この裁許状と執奏との関係はどのようなものだったのだろうか。すでに、井上智勝氏が、神社条目第二条・第三条を通して、神職を三段階（有位の神職・無位で許状を持つ神職・無位で許状を持たない神職）に序列化するとともに、第二条には吉田家の支配を相対化する機能があることを指摘している。<sup>(55)</sup> 執奏・神道裁許状がそれぞれに対応しているの、全体として井上智勝氏の議論に従うことができる。

様式的にいえば、当該期においては、口宣案を社家に渡す際に、官位添状に恒例裁許状の内容を記した文書が付されていた。

加賀郡大野湊神社之神主川崎和泉守源秀興、今般従六位上 勅許之事、珍重々々、併是冥助之所致也、益当奉祈一天泰平・国家豊饒矣、将又恒例之神事参勤之時、可着袍・冠之状如件

寛文八年五月廿八日

神祇管領長上侍従卜部兼連（朱印）<sup>(56)</sup>

ここでは、位階授与を寿ぐとともに、神職の装束——狩衣・風折烏帽子とは異なり、袍・冠である——の許可を与えている。しかし、遅くとも元禄末年以後、「神事参勤」の装束規程（恒例裁許状の内容）は用いられなくなる。<sup>(57)</sup> つまり、官位添状での装束規定は、必要不可欠なものはなかったのである。

執奏は裁許状に上位するもので、吉田家による裁許状を不要にする。以下、三河国社家が位階を願った時の様子を紹介してみたい。

発端は、寛文六年四月二十一日、烏丸資慶家来に連れられて、吉田家に三河社家五人が来訪したことに始まる。五人とは、（宝飯郡）八幡宮社人寺部助太夫・（額田郡舞木村）八幡宮竹尾与衛門・（宝飯郡一宮）砥鹿大明神草鹿斗孫十郎・大神宮竹尾彦彦大夫・（宝飯郡小坂井村）兔足神社川出宗次郎であった。所司代牧野親成の書状が届き（実際には牧野が病気のため家臣の書状、五月七日）、当主との対面も済ませ（五月十一日）、執奏を取り計らうことになった。次の一条はその後の三河の社家からの申し出と吉田家の対応である。

（略）三州之社人之内竹尾彦彦大夫・川出宗次郎兩人参、御当家之御伝授之義懇望申之由、并位階之義も何とそ早速相済申候様にて奉願之由也、此方より被仰渡者、為社家者先御当家之御一通取不申候ハて伝授事ハ御許容不被成候由被仰聞、彼兩人御尤ニ存候由、何茂残者共ニ申聞御返事可申上之旨ニ而相帰了（寛文六年五月十九日条）

社家たちは、吉田家に行政の伝授を願ったが、吉田家からは、社家ならば吉田家の裁許なしに伝授はできないと申し渡したのである。行政のところでも述べるが、公家・僧侶も吉田家から伝授を受けていて、社家だけがこれを相伝しているわけではない。また、吉田家から裁許状を得ていない二十二社の社家も伝授を受けている。この言い分は実態をそのまま示したものではない。しかし、吉田家側の原則であることには違ひなからう。ところが、実際に裁許状と伝授を受けたのは、位階を希

望した本人ではなかった。

三州宝飯郡一ノ宮神主草鹿斗孫十郎・同国同郡八幡宮之神主寺部助  
太夫兩人子共御裁許状・中臣祓遷宮次第・神酒神供之呪文等御相伝  
也(寛文六年五月二十九日条、傍点幡鎌)

この後五人の社家は従六位下の位階を受け(六月三日条)、吉田家からは、官位添状を得て一件は落着した。

このように、三河国社家は伝授を希望しても、位階と吉田家の裁許状を同時に拝領することはなかった。社家官位を得れば吉田家の神道裁許状は意味を失うのである。それより注目されるのは、執奏を受けようという社家が、負担を承知しながらも行法もあえて求めたことである。神道裁許状は執奏に包摂されるもので(吉田家支配から離脱する最大の根拠になる)、裁許状は行法のために必要だったに過ぎない。逆にいえば、神道裁許状は行法の裏打ちがあつてはじめて力のあるものだったと考えられるのである。

#### ④ 行法

行法は、吉田神道における行事面である。「御許状并奥書文言控」には、中臣祓三種太祓、六根清浄太祓などから葬祭次第までの二十六箇条にわたつて書式が記されている。これらの行法の相伝は、どちらかといえば経済的負担の側面で語られがちであるが、執奏・神道裁許状を検討する際、重要な位置を占めていたことを指摘してきた。条目第一条に神事祭礼の勤仕が明記されており、行法が祭儀執行に重要なものはいうまでもない。

裁許状を受けるときに中臣祓をあわせて拝領する例は数多くある。また、表3に示したとおり、執奏をうける有力社では、三壇行事に及ぶものも多かった。長期にわたる滞在を可能にする資金力があつたからだろ

う。もっとも、官金を支払えず借金した例もみられる<sup>(59)</sup>。

家政との関係では、当主兼連が幼少の時には、加行を萩原兼従が指導した。明暦四年四月、松田春信に渡された三元十八神道の写本奥書に以下のようにあるという。

右陰陽行儀者神道之秘法也、三七日加行之後修法之、依励執心任好  
信例、今般授与松田宮内少輔春信訖

明暦四年四月吉曜日

神道管領長上下部兼連御朱印

依兼連幼少加証明了

唯一神道五十三代卜部兼従御書判<sup>(60)</sup>

前章で示した明暦四年七月の神道裁許状は朱印のみであったが、ここでは萩原兼従の証明が加えられている。道統の継承者による実習が重んじられたのである<sup>(61)</sup>。

行法を数多く取得した一例をあげよう。

十六日、丙午、晴風烈、信州松本領社人穂高図書・同名主計・同城之内八幡宮之社人大沢刑部御礼申上、御対面、参詣次第・祝詞・中臣祓・護法神法・笏・神膳作法・遷宮・木綿手纏・掛緒、右品々而三人共二御許容、取次小谷七郎衛門、(略)(寛文九年閏十月十六日)

信濃国松本領穂高神社および松本城内の八幡社人の入門記事である。負担を承知でなぜこれほどの行法を得ようとしたのか。じつは、彼らを得たのはこれだけではなく、二十三日には、「当家の御条書」も渡されている。これが、橋本政宣氏の紹介した「条々」である<sup>(62)</sup>。「当家の御条書」では、裁許状取得によつて座次を定め、神道作法の習得が求められている。穂高神社は中世以来信濃国南安曇郡の中心神社で、穂高図書(政道)・主計(重道)は穂高神社のそれぞれ西・東の神主家(大祝)であった。松本城内鎮守の若宮八幡宮とともに藩の庇護を受けている<sup>(63)</sup>。京よりもたらされた裁許状と行法とが相俟つて、作法の一新と従来の秩序を強

化しようという意図からだつたと推定される。

また、伝授の有無は、裁許を受けた神職の資質にもつながっている。たとえば、寛文六年十一月、宗門改めに際して添状を求めた大坂生玉社の社人について「当家代々御門弟、其上行事等伝授之事候へハ、別義有間敷候」と、吉田家から大坂奉行所へ申し送っている。<sup>64</sup> おそらく、ここでの行事は、葬祭次第を指していると思われる。

しかし、執奏や神道裁許状が神社条目という法的な根拠を伴っていたのに対して、行法による関係は法的に支えられたわけではなく、しかも対象も神職に限られていない。

たとえば、二十二社のうち、執奏が比叡山座主で山王一実神道であった日吉社にも、吉田神道が浸透していった。<sup>65</sup> 白川家を執奏家とした稲荷社も吉田神道を受容した。「御広間雜記」では、慶安五年十一月二十二日の森左近・宮川越後から寛文十一年までに、延べ十三人が地鎮・十八神道・宗源行事・奉幣・神供神酒呪文を相伝した。<sup>66</sup> 彼らは神社内の中核を占め、社僧の愛染寺は社家に従属する立場だったから、稲荷社における吉田神道の受容が社内の秩序改変や身分上昇運動だったとは、かならずしも言い切れない。

広橋家を執奏家とする八幡社の田中要清も早くから吉田神道を享受した。田中家は八幡社の中で中心となる家であった。彼は、明暦四年正月二十三日に、萩原兼従より宗源行事・大護摩を伝授されている。ただし、理由は不明だが、同社の豊蔵坊は、伝授を断られている（寛文六年七月十三日条）。

地方大社でも行法の伝授を受ける例が見られる。尾張熱田社の社家の場合、林助右衛門・粟田伝十郎が万治三年四月十日に十八神道加行を受けている。万治四年三月十三日には、田中要清同道で大宮司（千秋家）が吉田家を来訪し、大宮司家を含めて伝授を受ける者が次々と現れた。

鹿島社の大宮司は、万治三年五月六日に、幕府寺社奉行の井上正利・

板倉重郷の添状を持参し、松田如閑の案内で吉田家を訪れ、翌月から三壇行事を修めて九月に帰国した。

このように、地方大社においても吉田家の行法が伝えられていった。これらの地方大社の影響力が大きければ大きいほど、吉田神道の影響力は強まっていくことになる。行法は、執奏・神道裁許状の次元とは別に、祭儀を行いつつ浸透していくものなのである。

表4は、奉幣の伝授を吉田家から受けた者を一覧したものである。<sup>67</sup> 公家への伝授が多いのは、春日祭や日光・伊勢への例幣使となったときの作法にもつながっていたからである。二十二社のうちでは、石上社の森忌火や稲荷社家も含まれている。石上社は大和国布留郷の郷宮化しており、この伝授以後、社内の争論が沈静化した。<sup>68</sup> これは、吉田家からの伝授が秩序改変に大きな力を持った事例ということになる。

一方で、英彦山座主や一乘院（興福寺と推定）にも奉幣の伝授が行われている。英彦山座主朗有とは、おそらく次の座主となる亮有のことで、祖父は日野輝資の子の忠有、父は久我晴道の子有清である。僧侶とはいえ公家の一門だったことになる。両部神道を排したとされる吉田神道の姿勢とは異なったものとはいえ、「唯一神道制戒」では、僧侶への相伝は否定されていない。吉田家は、神職の立場を強化するためだけに行法を伝授していたのではなかったのである。

また、行法の伝授は、各神社で行われ定着する、つまり吉田神道が浸透していくと、吉田家から新たな伝授を必要としなくなるという矛盾を論理的に内包している。なにより吉田家が、実際の指導を地域神職に任ず場合もあった。たとえば、寛文六年十一月二十三日には、駿河国惣社の宮内に対して、三穂神社に神主の十八神道を指南するよう命じている。指南を任された駿河国惣社の社家惣社宮内は、後述するように大名にもかわりを持つ有力な神職である。このような人物でなくとも、実際に祭儀を行う間に父子の間で作法が伝授されていくことはありえるのであ

表4 奉幣伝授(習礼・依頼を含む)

年号	拝領者
慶安3年	(公家) 下冷泉家(為景)・飛鳥井中納言(雅章)・正親町宰相(実豊)・一条大将(伊実)・阿野中納言(公業) / (社家) 備中国大官司
慶安4年	(公家) 藤谷中納言(為賢)・同子息
慶安5年	(僧侶) 豊前国彦山座主刑部卿朗有
承応4年	(社家) 備前国社人・紀伊国在田郡岩橋主膳
明暦4年	(公家) 高辻主計(高辻家舎弟)
万治3年	(公家) 阿野大納言(公業) / (社家) 紀伊国進雄社社人
寛文元年	(公家) 舟橋左兵衛佐(経賢)・東坊城宰相(知長)・同息秀才・中御門中納言(松木宗條) / (社家) 摂津国大坂生玉社社人松下将監
寛文3年	(公家) 東坊城中納言(知長)・同息一学
寛文4年	(公家) 日野大納言(弘賢)・七条中将(隆豊)・菊亭大納言(今出川公規)・山本少将(実富)・甘露寺弁(方長)・堀河少将(康俊)・梅園少将(季保) / (社家) 松尾社旅所渡辺主水
寛文5年	(公家) 八条宮・姉小路侍従(公量)・七条中将(隆豊)・長谷図書頭(時茂)・一条様(教輔) / (僧侶) 一乘院
寛文7年	(公家) 行事官越前・五辻左馬頭(英仲)・橋本中将(公綱) / (社家) 大和国石上社社司森忌火・上野国赤城山西宮神主増田左京・信濃国諏訪社神広正宮内少丞・同神貞辰和泉守・同神辰従老岐守・摂津国座摩社神主渡辺右京
寛文8年	(公家) 中山垂相(英親) / (社家) 武蔵国紅葉山東照宮別当高野宗清 / (その他) 一条内房御内右京太夫広季
寛文9年	(公家) 阿野宰相(季信) / (社家) 美作国徳守社神主小原刑部・同権之助 / (その他) 公方様釜屋弥右衛門
寛文10年	(公家) 徳大寺大納言(公信)・同右大将(実維)・長谷兵部権大輔(忠能)
寛文11年	(公家) 小倉中将(公連)・庭田少将(重條) / (社家) 山城国稲荷社大西備前介・同大西対馬
寛文13年	(公家) 七条三位(隆豊)・水無瀬中将(兼豊) / (その他) 水無瀬家来星坂兵庫

る。

裁許状が法的な根拠を伴って吉田家を中心とした秩序を構築し、一方行法は神道の実践的な側面——すなわち宗教的側面の強化——によってこれを補足するものだが、必ずしも執奏や裁許状の授受という法的関係に収斂せず、その関係を越えて神職の間に浸透する可能性のあるものだった。その広がりには、数は少ないものの僧侶にも見られた。また、いったん浸透した行法は、地方において再生産されていくもので、こうした拡散的な性格が、吉田神道の影響力を深める一方、時間が経ち社伝作法としていけば土着化するにつれ吉田神道と地域神職の関係を変質させていくと考えられる。

### ⑤ 祈祷・勧請

祈祷・勧請は、「諸国礼物之定」<sup>(20)</sup>の中で、勧請物・祈祷礼物としてあげられているものである。その実際は、行法の三壇行事に基づいて行われる。

祈祷については、橋本政宣氏が、吉田家の祈祷宣伝が吉田家の権威の地方浸透に効果的であり、吉田神道の普及に結びついたことを指摘している<sup>(21)</sup>。また、宮中あるいは内侍所の清祓も重要な職の一つであった。「宗源宣旨」もまた、神社を権威付け、地域社会において神社、神職の地位向上に寄与していった<sup>(22)</sup>。これらについては、今後さらに深めていきたいと考え、以下、見直しを含めて三点に注目しておく。

既に井上智勝氏の宗源宣旨についての優れた成果があるので、位置づけについてはそちらに従いたい<sup>(23)</sup>が、宗源宣旨の発給と兼連との関係についてが、第一番目である。

当該期の「御広間雑記」に宗源宣旨の写しはなく、わずかに、寛文三年七月六日、美作国徳守神社の神職が「神社之位階」を願い出た記述が最初のようなのである。すぐに許されたのではなく、同年七月二十八日に「今度神之位階依申上ル、宣命・御幣三本被遣之云々」となっている。その直前の二十三日に、兼連が十一歳で初めて宗源行事に入っていて、それを待って渡されたものだと思う。これも同年六月の兼連の元服を経てのことである。宗源宣旨の発給には、当主の行法習得が重要な要素だったようである。<sup>(74)</sup> また、井上氏は元禄四年から宗源宣旨の写しが「御広間雑記」に記載されてくるようになると指摘しているが、貞享五年に兼連が公卿となり、元禄三年十一月二十一日に霊元院に中臣祓を講ずるなど、<sup>(75)</sup> 吉田家の地位が公家社会の中で確立していくことも、「御広間雑記」への記載のあり方の変化と関係があるのではないかと思われる。

二つ目に、祈禱を求めてくるのは、領主階級から庶民まで幅広く、身分に関係ないという点である。記録の性格から、庶民の祈願が記されることは少ないが、近世後期における白川家と同様だと思われる。白川家の「勧遷留」にも、公家・将軍家から一般庶民まで多様な階層の祈願が記載されている。

三つ目に、表5に示したとおり、公家・武士が、吉田家から諸神を勧請していることである。鍋島光茂は勧請を願うだけでなく、神明社造立に際して吉田神社の社殿を模倣するため採寸を願っている（寛文四年三月三日条）。池田光政から依頼された寄宮は、神社整理の過程で創建されたものである。<sup>(77)</sup>

このなかでも、特に旗本赤井五郎作や萩藩毛利綱広、会津藩保科正経が霊社を祀っている点に注意したい。神葬祭の問題とも密接に関わるからである。神葬祭が、吉田神道によって整備され広められていったことはよく知られている。<sup>(78)</sup> 豊臣秀吉の豊国社以後、徳川家康の東照宮に倣う形で、武士階層に神道による先祖祭祀が行われ始めた。<sup>(79)</sup> 社家の例でいえ

表5 主要な勧請（日付は代表的なもの）

年月日	氏名	内容
承応2年9月8日	仙洞御所（後水尾院）	御霊（鎮守）勧請
明暦3年10月8日	鍋島直澄（肥前国蓮池藩）	屋敷に宗像社勧請（惣社宮内紹介）
万治3年6月17日	有馬康純（日向国延岡藩）	霊社勧請
万治4年6月22日	鍋島光茂（肥前国佐賀藩）	在所境内に神明社勧請相談
万治4年閏8月11日	赤井五郎作（旗本）	両親霊社御礼
寛文3年6月8日	飛鳥井雅章	屋敷鎮守・末社天神勧請
寛文4年正月10日	本多重昭（越前国丸岡藩）	（大坂加番中）国許城内へ八幡社勧請希望（吉川惟足紹介）
寛文4年3月3日	鍋島光茂	城内へ神明社勧請希望
寛文5年12月3日	徳大寺公信	屋敷へ春日五社勧請
寛文7年3月2日	池田光政（備前国岡山藩）	寄宮勧請、松岡市太夫へ渡す
寛文8年6月22日	毛利綱広（長門国萩藩）	竹郎霊社勧請
寛文13年2月2日	有栖川宮	鎮守勧請
寛文13年3月26日	鍋島光茂	八幡社勧請
寛文13年6月28日	保科正経（陸奥国会津藩）	土津霊社（保科正之）勧請

ば、承応二年十二月四日に、吉田家から駿河国惣社宮内に霊社神体が送られていた。<sup>(80)</sup> 前章の例で見た大坂生玉社司は、宗門改めに際して寺請を拒否しようとし、同じように、備中国一宮社人も宗門改めについて吉田家の証明を求めていた(寛文十二年二月十四日条)。近世中期以後の神葬祭をめぐる神職の離壇運動はよく知られているが、<sup>(81)</sup> 近世前期から、吉田家配下の有力神職層の間ではわずかながらも神葬祭が行われはじめていたことになる。

## ⑥ 神学

神学は、日本書紀や中臣祓など、神道に関する学問のレベルである。しかし、近世における吉田家の神学自体が問題になることはそれほどなかった。神学は、近世の吉田家にとってもっとも影の薄い部分なのである。<sup>(82)</sup>

数多くの神道思想研究を検討する用意はないため、ここでは、神学としてのみ扱うことはさげ、それへの関心が高まる中で神学(教法)と行法とが分離していったこと、領主層、特に御三家がはやくから吉田家に接して、知識などを摂取していったこと、神道を意識した政策を採る藩主を支える神職・儒者がいたことの三点を中心に検討する。

吉田兼起は、正保四年二月に後水尾院に日本紀を講じたが、明暦三年四月に四十歳で没してしまう。もっとも、その父兼英は実は長命であった(寛文十一年没)。兼英が、元和九年に後水尾天皇の命の日本書紀侍読を承諾しなかったため、神龍院梵舜は萩原兼従に読点の指南をし始めた。「日本紀の家」にもかかわらずそれを講じられなかった兼英は、当主ではあったが、家内における実質的な地位はなかった。<sup>(83)</sup>

一方萩原兼従は、兼里(兼起)への返伝授を前提に水戸徳川家家臣の伊沢信相を後継として養子(萩原兼武)としたが、信相は早く没した。<sup>(84)</sup>

万治三年八月十三日兼従没後は、<sup>(85)</sup> 吉田家に神学を語る人材がない状況が続き、吉川惟足の返伝授(寛文八・十二年)を経て、兼連が霊元院に中臣祓を講じたのが元禄三年であるから、寛文期は吉田家の神学にとって空白期であったといえる。

さて、神社条目第一条では、神祇道を学ぶこと、神体をよく知ること、神事祭礼の勤仕を命じている。第二・三条が神職編成の点から注目されているが、第一条は行法(神事祭礼の勤仕)だけではなく、神学への関心を促している。例えば、以下のような記述がある。

廿二日、辛未、微雨、遠州一宮之神主鈴木監物参入、今度位階之望二付相登申由也、就其高家之御衆従大沢兵部少輔殿御状被添持参也、(略) 從惣社宮内より家老中へ書状到来、今度遠州一宮之鈴木監物罷登申候、宗源行法多年望申由、御免許被成候様二被仰上可被下由、其外神道之義承度由、可然様二奉頼由也(略)(寛文六年六月二十二日条)

遠州一宮の神職が、神社条目第二条に従って官位を求めたことは疑いない。それとは別に、行法については駿河国の惣社宮内が紹介し、さらに、行法以外に「神道之義」の教授を特に願っている。ここでの「神道之義」は、行法とも異なることから、おそらく、神社祭祀に収斂しない神道(井上寛司氏の①)だと考えられる。<sup>(86)</sup> 神社条目に相応する形で執奏・行法・神学が意識化され、ニーズが高まっていたと推測される。しかし、先にも述べたとおり、吉田家にそれに答えられるような人材はいないという、矛盾を顕在化させることになった。そこで現れたのが吉川惟足である。

神学への関心の高まりは、吉川惟足の神道講釈の参加者の増加に表れている。例えば、寛文二年に最初に吉田家で行われた惟足の講釈の様子は、以下のようなものだった。<sup>(87)</sup>

一、廿五日、丙寅、天晴、早且於壇場行事有、今昼吉川惟足於書院



講中臣祓皆□神海公御伝授有之趣也云々、烏丸大納言様・萩原様・家公・田中坊要清御聴聞也、栄春院様も於藤中御聴聞也、遠聞当  
家侍中之外他人一人も無之也(略)(寛文二年八月二十五日条)  
このときは、吉田家とわずかに烏丸資慶・萩原員従・田中要清のみの  
聴聞にとどまっていた。<sup>(88)</sup>

ところが、神社条目発布後の寛文八年の様子は以下の通りである。<sup>(89)</sup>

一、従今日於書院吉川惟足日本書紀講談有之、主君・萩原様御聴聞、  
其外田中坊要清・田中一閑・紅葉山之別当宗清・紀ノ民部・大内  
民部・馬場左京・寺本修理・岩崎久米之助・吉屋権左衛門・吉川  
内蔵助・一条殿侍衆四人・熱田神官等、其外田舎之社人共数多聴  
聞(寛文八年五月二十二日条)

吉川惟足の名声や吉田家への返伝授の評判もあるが、寛文二年に比べて  
神学の聴聞者が明らかに増えてきている。

さらに、寛文十二年の神代巻講釈に名前を連ねた人を「御広間雑記」  
の記述と西田長男氏の著書から補足して分類したのが表6である。名前  
の明らかな人物は座席の定まっていた人で、名前の出ない多くの聴衆が  
いたといわれている。神学への関心は、いっそう高まってきていたので  
ある。

惟足の講釈を聴きながら、その間に吉田家から行法を伝授されたもの  
もいる。逆に同じ時期に裁許状を得た神職も、講釈の席次に名前がなく  
とも、その末席に連なった可能性が高い。惟足は教法と行法の分離を、  
上京による二回の講釈で実践していたのである。

西田長男氏は寛文十二年の惟足の日本書紀講釈を、「日本紀」<sup>(91)</sup>が庶民  
の手に解放された出来事として、その歴史的意義を認めている。山崎闇  
齋とその門下に加わっているのも象徴的なことである。秘伝の部分は残  
るとはいえ、「講釈」という方法がとられているという点からも重要な  
指摘であろう。付け加えるならば、それは、神社条目によって神社行政

の基本が定まり、裁許状の発給の次元で吉田家への求心力が一挙に高め  
られたのと同時に起こった。神学への関心も高まっているにもかかわらず、  
聴聞する側にも身を置かなければならなかった吉田家(吉田神道)は、  
宗教的には行法を担うことを専らとせざるを得ない状況に追い込まれて  
いたのである。十七世紀初めから神学ではすでに停滞していたが、神学  
が吉田家以外の人々に幅広く担われていくという点で、寛文期は大きな  
転換点だったといえるのである。

この点をもう少し検討してみよう。表6にあるのは席次が定まり厚遇  
を受けていた人ばかりとはいうものの、京都の医者や町人層などもおり、  
職業も神職だけではなかった。また、地域的な偏りがあった。たとえば、  
藩士を参加させたのは、会津の保科正之とその娘を正室とした前田綱紀  
の加賀藩、池田光政の岡山藩、霊社の勧請を願っていた毛利家の長門  
萩藩のように、惟足を支持したり、あるいは神道に対する理解を深めて  
いたりする大名であり、その膝下の神主の参加が目立つ。神職もさるこ  
とながら、領主側が神道への関心を強く持ち、影響力も大きかったと推  
測される。二番目の論点がここで明示されてくる。

井上智勝氏によれば、すでに一部の領主層は、神道を自らの支配の正  
統性に必要なものと理解しており、十七世紀中期以後、尾張藩徳川義直、  
水戸藩徳川光圀、会津藩保科正之が先んじて式内社の研究書を出したこ  
とを分析している。<sup>(92)</sup>徳川秀忠の娘千姫の子勝子を正室とする池田光政を  
含め、いずれも徳川家と縁戚関係にある人々が神道を意識化しており、  
さらに松平姓を下賜された外様の毛利家・鍋島家(表5)を含めた、擬  
似的な血縁原理に結ばれた領主層の傾向といってもよいだろう。<sup>(93)</sup>

御三家の場合、神道への関心は吉田家との接触となって表れている。  
神社条目発布後については、すでに井上智勝氏が、宗教政策の基調を確  
立しようとした時期として、寺社奉行の設置や神社整理などに触れてい  
るので、<sup>(94)</sup>ここでは、それ以前の関係について示していこう。

表6 吉川惟足の講釈聴聞者

公家（家来）	吉田兼連・萩原具従・油小路隆貞・山本実富・竹内当治・広庭権少輔（鷹司房輔家老）・神谷民部（政所家老）・若松市丞（一条殿之衆）・杉本刑部卿（昭高院門跡家来）・近藤伊織（昭高院門跡家来）・行事官越前（公家）・吉田玄番（非藏人）・梅辻主計（非藏人）・羽倉伯耆（非藏人）・岡本壱岐（下北面賀茂社氏人）・吉田美作（正北面）・朝倉玄佐（吉田家来）・荒木松隣（同行）
惟足関係者	吉川内蔵助（子息・従長）・中島文四郎（惟足女婿）・大村玄仙
藩士	田中一閑（加賀藩）・野田道直（備前岡山藩）・吉屋権左衛門（長門萩藩）・奥村彦四郎（会津藩）・杉本道慶（姫路〔松平直基〕藩）・＜中目権兵衛（丹波福知山藩）＞
山城国社家	野呂采女（粟田口神明社）・板垣民部（出雲路信直・下御霊社）・臼井七郎兵衛（祇園社）・鈴鹿主計（平野社）・井尻六郎左衛門（山崎社）・八幡之公文所・＜宮川内記（下鴨社祝）・田中兵部（稻荷旅所）・田中要清（八幡社）＞
他国社家	大内美作（武蔵国鷲宮）・栗原中務（武蔵国物部天神社）・紀民部（紀伊国日前宮）・安田主計（紀伊国東照宮）・不破惟益（美濃国中山金山彦神社）・多田丹波（加賀国神明社）・斎藤筑後（加賀国小浜黒津船神社）・上田主計（加賀国垣生社）・馬場左京（尾張国熱田社惣検校）・林翁輔（尾張国熱田社）・粟田城太夫（尾張国熱田社）・熱田社神官十人*・松末織部（備前国片山八幡）・内田佐渡（安芸国白神社）・高橋宮内（越前国牛頭天王社）**・吉屋主計（長門国萩春日社下社人）・宮本内記（周防国二所大明神）・宮坂斎宮（肥後国藤崎社）・＜阿蘇宮内（肥後国阿蘇宮）＞／波多野式部（長門国春日社）・ハダ丹宮（長門国社家、波多野式部息）・藤本内蔵之助（能登国気田社）
その他	渡辺春卜（浪人）・藤岡玄礼（浪人）・梅園喜六（浪人）・桜井元右衛門（浪人）・増田道悦（儒者）・高橋勘平（儒者）・鶴飼金平（儒者、のち彰考館総裁）・中島道允（山崎闇斎弟子）・大森圃庵（山崎闇斎弟子）・不破慈庵（山崎闇斎弟子）・大鳥玄通（医者）・久保立庵（医者）・毛利道可（医者）・甲賀伯奄（医者）・豊田立敬（医者）・神人人見佐渡（鏡屋）・豊田志摩（装束師）・小泉与兵衛（町人）・中島勘四郎（町人）・三宅又兵衛（烏帽子屋カ）・竹田道宅（竹内道亀カ・医者カ）・岡本将監（不明）・徳田源太夫（不明）・＜舟木宮内（不明）・賀古順敬（不明）＞／山崎嘉右衛門（儒者・闇斎）・舟木次左衛門（町人）・泉や新右衛門（町人）・吉田快庵（医者）・道育（医者）

出典：寛文12年4月22日～7月1日条、西田長男「吉川神道の道統について」（252～256頁）。＜＞内は4月22日条以外で講釈の聴聞がはっきりしている人物。／以下は、西田論文にのみ掲載されている人物。\* 西田論文では十二人で、粟田万大夫・松岡頼母・磯部伊織・大原織部・粟田宗大夫・粟田城大夫・粟田内記・粟田弥六・大原兵右衛門・松田八郎次郎・斎宮大夫の十名が確認でき、二人不明としている。\*\* 西田論文では「備前国シャケ」とある。

「神祇宝典」を編んだ尾張藩義直<sup>(95)</sup>は、神龍院梵舜から元和八年に「藤氏大系図」（『舜旧記』）元和八年八月二十三日条）を、翌九年には「神書・三代実録」（同元和九年閏八月四日条）を借用している。さらに、寛永三年には、神名帳にある神号について梵舜に問い合わせている（同寛永三年七月十八日条）。「唯一神道名法要集」が献本されたのも同年である（同九月十九日条）。神名帳だけに関心があつたわけではなく、梵舜・萩原兼従から直接奉幣の話を聞き（同寛永三年九月二十七日条）、寛永六年には、神社の神体勧請を受けている（同寛永六年八月二十六日条）。

惟足の門人の八幡社田中要清の取次によって、万治三年に熱田社の神職が十八神道を伝授されたことについては先に触れた。徳川義直の母お亀の方（相応院）が八幡社社家の出身だったこともあって、慶安二年、家督争論が決着した時、義直は田中要清を後援していた。<sup>(96)</sup> 八幡社と尾張藩との繋がりは深いものがあり、そこからも吉田家と結びついていた。

紀伊の徳川頼宣は、吉田家とそれほど密接な関係はないが、明暦三年八月に吉川惟足と接し、その庇護者となった。その後、権現社人安田主膳が吉田家で十八神道を相伝するよう依頼している（万治三年六月二十九日条、七月五日条）。

安田はおそらく東照宮の祠官だと思われる。

水戸の徳川頼房は、萩原兼従から神道を学んだ。御三家の中で最も吉田家と結びついて、明暦三年に吉田兼起が没したときに、萩原兼従が吉田家の後援を頼房に依頼するほどであった。<sup>(97)</sup>

頼房は、寛永十七年以前から、伊沢信相と八幡社出身で

兼従の門弟であった松田如閑を通して、吉田家の神書を収集しはじめた。慶安三年十一月二十五日には、「(略)水戸中納言殿神道御道具之絵図御覽被成度由二而絵屋治左衛門二被仰付也」とあって、吉田家から神道史料の収集が続いていた。また、明暦三年六月十九日、——この日は、萩原兼従が頼房に後援を願った書状を發した日である——、「水戸中納言様より仰二而、神名帳内大社之分書抜御覽被成度、則御使者へ被相渡也」と記され、神名帳にある神社への関心を深めていることがうかがえる。頼房は行法へ関心が向いていたといわれるが、晩年には神名帳への意識も高まっていた。この志が、光圀の『神道集成』の編纂、領内の神社整理に繋がることは容易に推測されよう。

頼房は、慶安四年に水戸城下の八幡社の田所伊平次を吉田家に入門させ、行事の伝授をうけさせている(慶安四年十一月二十日条、十二月十九日条、慶安五年二月五日条)。万治三年五月には鹿島社の大宮司に三壇行事を相伝させた(万治三年五月六日条・六月七日条・七月晦日条など)。領内の神職が吉田家に出向くときは松田如閑が案内についていることもあった。彰考館に入った松田如閑は、光圀の『神道集成』(第一次稿が寛文十年、完成が元禄十四年)編纂初期の中心人物の一人であるだけでなく、裁許状や行事の取得に関して水戸徳川家と吉田家の接点となっていた。

以上のように、御三家を中心として、寛永初年ごろから神道に関する意識が深まり、吉田家から神書や知識を得るようになった。義直や頼房が神名帳について吉田家に問い合わせたのは、吉田兼俱が大元宮齋場所を創設して式内社三千百余座を祀り、「延喜式神名帳頭註」を書いてきた、すなわち、全国の式内社を祀った齋場所が吉田神道の宗教的な源泉であり、その研究は家学といってもよいものだったからである。ところが、義直および頼房の跡を継いだ光圀は、吉田家から撰取した知を踏まえつつ、式内社の研究を独自におこなっていく。吉田家は、この分野で

も後塵を拝することになった。各地の神職は、領主の神道への関心に促され、自らも体制化していく中で、「武家封建の教学」とも言われる惟足の神道講釈に参加したのである。

もつとも、徳川頼房には伊沢信相や松田如閑、保科正之には吉川惟足・服部安休・山崎闇斎などが抱えられており、施策が藩主のみで行われていたのではない。ここで三つ目の論点が出てくるのである。

池田光政の場合、神名帳をもとに神社整理や、神道請を実施した。この光政と吉田家との接点になったのは、松岡市太夫という尾張国熱田社の祠官であった。松岡市太夫の動きを「御広間雜記」から拾うと、以下のようになる。

松岡市太夫は、寛文四年五月四日に吉田家を訪ね、同六日に備前国上東郡春日大明神の松岡主殿に吉田家から裁許状・中臣祓を拝領させ、六年六月十八日にも、播磨の社人二人を吉田家に紹介している。同年七月二日には、自ら十八神道の伝授を受けた。さらに、寛文七年二月に吉田家を訪れたとき、以下のように記録されていた。

尾州熱田之神官松岡市太夫来、彼仁備前之新太郎殿依念頃、去年より備前之國二罷有之由也、則新太郎殿國之諸社等今度御吟味二付、國中之諸社数村数等帳面持参也、神社都合壹万千百廿八社、内氏神六百壹社在之云々、右之外所載神名帳之神社別紙書付云々(寛文七年二月十九日条)

つまり、池田光政の神社整理について、現場では松岡が協力をしていたのである。光政が創建した寄宮の神体も、直接には松岡に渡されていた。

二日、丙午、天晴、備前国御神体今朝松岡市太夫へ御渡被成、都合七拾二社也、神号等別帳二委細御留之云々(寛文七年三月二日条)

この間、備前国社家の十数人を吉田家に入門させ（閏二月二十九日条）、九月八日には、寺社奉行の書状を持って赤坂郡正福寺村山王社人藤井重之丞の官位取次を依頼している。

このように、松岡市太夫は、池田家と吉田家の間に立ち、吉田家の裁許状の授受を通して神職の地位を確保していくとともに、神社整理に一定の役割を果たしたのである。<sup>(四)</sup>

松岡の他にも、長州藩毛利家では吉屋権左衛門、肥前佐賀藩鍋島家の山村内匠、加賀藩前田家中一閑がいる。彼らはそれぞれに交流を持ち、自ら吉田家から伝授を受けただけでなく、藩中や領内社家が吉田家から裁許や伝授を受けるときに仲介したのである。

さらに、有力な社家の中には、社家・藩主などを問わずネットワークを構築するものも現れた。駿河国惣社は幕府から篤い崇敬をうけていた神社だが、その惣社祠官惣社（志貴）宮内は力のある神職で、橘三喜の師としても知られている。<sup>(四)</sup> 宮内は、明暦三年六月二十九日に鍋島甲斐守（直澄・肥前蓮池藩）が屋敷内に宗像社を祀りたいという希望を吉田家に取り次ぎ、前田右近（利意・上野七日市藩、万治二年八月十六日条）や新庄隠岐守（直時・常陸麻生藩、寛文六年六月二十二日条）の十八神道相伝の希望をつたえた。江戸の山王社・神田明神の社家や巫女の礼金を取り次いだり（承応四年二月二十一日条）、遠江国一宮神主（寛文六年六月二十二日条）や駿河国美穂神社神主の位階（寛文六年十一月十一日条）を取り次いだりしている。吉田家から行法の指導を任されている（明暦四年十月十九日条）、単なる仲介者ではなく、行法への理解も深かったのである。十七世紀中葉から後半にかけて、神職・儒者が独自のネットワークを生み出していたのである。

以上のように、神学の分野では、領主層が吉田家の持つ神道の資源を自らのものにしつつ、独自の研究を行うようになっていた。また、その政策を行う過程で吉田家と領主を媒介する神職あるいは儒者とのネット

ワークが誕生し始めていた。なにより、神社条目によって神学に対する関心が高まったにもかかわらず、吉田家に神学を語る人がいないことを、世間に周知させてしまった。吉田家は、神社祭祀（俗神道）として批判されていたが、そのようなものとして広く印象づけられたのではなからうか。神学は吉田家を離れて吉川惟足・山崎闇斎などに担われ、講釈という方法と相まって、領主から庶民まで、国家イデオロギーとしての神道が広く展開していったのである。

## おわりに

本稿では、十七世紀中葉における吉田家の活動を五つに分類し、それぞれの実態と相互の関係を意識しながら、当該期、とりわけ寛文期の画期性を論じてきた。それぞれの事例は、今後地方神職との関係をすり合わせることで、より厳密に検討されなければならないが、一つの分析視角としての提示を試みた。

本稿で特に強調したい点は以下のとおりである。

まず、幕府が神社条目により、神職を統括する本所として吉田家を承認したことを、従来は、吉田家が中世末から積極的に行ってきた神職への裁許状発行や朝廷での祭祀へのかかわりから、合理的に説明しようとしていた。確かに、地方神職への支配は確実に広がりを見せ、吉田家以外にその立場に立ちようがなかったが、現実には、幕府が想定するほど吉田家が朝廷内での地位を持ち合わせていなかったという点である。私達は、吉田家をやや過大評価していたがために、神社条目が発布されたときの執奏をめぐる朝廷内部や地方大社の戸惑い、あるいはそれ以前の慣習とのギャップをはかり損ねてきたのではなからうか。

二番目に、吉田家と地方大社との関係である。執奏や神道裁許状の発給による支配関係のみに眼を奪われ、吉田神道の行法の広がりなど多様

な関係があったにもかかわらず、硬直化した対立関係としかみていなかったのではなからうか。歴史学研究では、身分編成の観点が中心で、装束を身分表象として理解してきたが、そもそも装束が神に奉仕するためのものであるということを見落としてきた。行法を学び装束を身につけて初めて神祇に向かうことができるのであり、行法の伝授が吉田神道を宗教たらしめていたものである。とはいえ、吉田家自身も行法の伝授をもって配下とみなしており、行法そのものも資格化し、官金によって獲得するものになっていく。地方に伝播した行法の定着、それを用いた祈祷・勧請の実践、あるいは行法に対する観念の変化を射程に入れて、吉田家と地方神職の関係を検討しなければならないと思われる。

三つ目に、吉田家の神学の停滞があらわになり、神社祭祀（裁許状の発給や行法の伝授）への特化を決定付けたのは、井上寛司氏という林羅山の吉田神道批判もさることながら、ほかならぬ神社条目が発布された直後に神学への欲求の高まったことと、その発布に力を尽した吉川惟足の活動（講釈という手法）が大きく影響していたのではないのかという点である。

国家イデオロギーと神社祭祀との分化が興味深いのは、宗教が国家制度と私的部門（家族制度）とへ分化するという宗教の世俗化論と相似的な関係にあるからである。私は、近世社会を世俗的な社会だと考えているが、その中で宗教的なものの位置づけとして、世俗化論を援用している。仏教でいえば、本山における幕藩領主への奉仕と、檀家制度（家の宗教）への分化ということになる。官僚機構が整備されることを含め、吉田家の動向は、近世社会における宗教のあり方を具体的に提示してくれているようである。

## 〔付記〕

本稿は、二〇〇六年十一月二十三日の国立歴史民俗博物館での報告を

もとに、その後発刊された井上寛司氏の『日本の神社と「神道」』に触発されて、大幅に構成しなおしたものである。井上寛司氏をはじめ報告の機会を与えていただいた井上智勝氏・三浦正幸氏・新谷尚紀氏に謝意を表します。また、科学研究費補助金（基盤研究（C））「吉田神道家」御広間雑記」の記載項目のデータベース化と神道記録の研究」（課題番号一五五二〇四一九）の成果の一部である。

## 註

- (1) 石井良助校訂『徳川禁令考 前集第五』（創文社、一九五九年）二五四五号。
- (2) 吉田栄治郎「寛文法度の制定と吉田神道」（『奈良歴史通信』一八号、一九八二年）一〜六頁。
- (3) 井上智勝「近世本所の成立と展開」（『日本史研究』四八七号、二〇〇三年）一一〜二〇頁。
- (4) 高埜利彦「近世日本の国家権力と宗教」東京大学出版会、一九八九年、八九〜一〇〇頁、初出は一九八五年。同「江戸時代の神社制度」（『元祿の社会と文化』吉川弘文館、二〇〇三年、二八九〜二九九頁）。
- (5) 『日本の神社と「神道」』（校倉書房、二〇〇六年、一七八〜一九六頁、初出は二〇〇三年）。
- (6) 『近世日本の国家権力と宗教』九九〜一〇〇頁。
- (7) 橋本政宣「寛文五年「神社条目」の機能」（『神道宗教』一六八・一六九合併号、一九九七年）二九四〜二九五頁。同「寛文五年「諸社禰宜神主等法度」と吉田家」（橋本政宣・山本信吉編『神主と神人の社会史』思文閣出版、一九九八年）三〇六〜三〇七頁。
- (8) 間瀬久美子「幕藩制国家における神社争論と朝幕関係」（『日本史研究』二七七号、一九八五年）六九〜七四頁。
- (9) この点を強調するのが高埜利彦氏である。『近世日本の国家権力と宗教』九六頁。
- (10) 井上智勝「近世神職の本所支配離脱」（『大阪歴史博物館研究紀要』二号、二〇〇三年）四〜七頁。同「神祇管領長上吉田家と諸社禰宜神主法度」（『史境』五〇号、二〇〇五年）五一〜五三頁。井上智勝氏は後者の論文で、この後、吉田家の由緒の偽造が暴露される点を注視している。
- (11) 井上寛司「日本の神社と「神道」」一九二頁。
- (12) 藤田定興『寺社組織の統制と展開』（名著出版、一九九二年）一四三〜一六四頁。井上智勝「近世本所の成立と展開」一一一〜一一四頁。

- (13) 間瀬久美子「幕藩制国家における神社争論と朝幕関係」六五～六九頁。
- (14) 橋本政宣「寛文五年「諸社禰宜神主等法度」と吉田家」二八二～二九〇頁。
- (15) 高埜利彦「元禄の社会と文化」(『元禄の社会と文化』三六～三九頁)。
- (16) 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」(『日本史研究』三一九号、一九八九年、六八～六九頁)によれば、非参議公卿数は元禄期を境に増え始める。その点で兼連の昇進も該当するが、この昇進は、元服時(寛文期)に予定されていたはずである。
- (17) 争論の概略は、鈴木栄太郎「近世上越地方の神社と社人」(『上越市史 別編三 上越市、二〇〇一年、七二～七二五頁、参照)。
- (18) 千葉栄「吉川神道の研究」(至文堂、一九三九年)一五四～一六三頁。平重道「吉川神道の基礎的研究」(吉川弘文館、一九六六年)八～五六頁。平重道「吉田文庫「萩原兼従御遺言状」の一考察」(『ビブリア』四〇号、一九六八年)。西田長男「日本神道史研究 第六卷近世編(上)」(講談社、一九七九年、特に「吉川神道の道統について」「再び吉川神道の道統について」)。
- (19) 平重道「吉川神道の基礎的研究」五八頁。
- (20) 「日本の神社と「神道」」一五一頁。
- (21) 同右、一六七～一六八頁。
- (22) 村上は、「神社神道は、宗教施設としての神社を中心に営まれる宗教であり、日本の原始社会で成立した原始神道を直接うけついでている」とのべている(『国家神道』岩波書店、一九七〇年、一五頁)。
- (23) 「吉川神道の基礎的研究」四一九頁。
- (24) 「日本の神社と「神道」」二〇九頁。
- (25) 佐藤真人「近世社家の吉田神道受容―日吉社の事例をめぐって―」(大倉精神文化研究所編『近世の精神生活』続群書類従完成会、一九九六年)も同様に指摘する。
- (26) 「近世本所の成立と展開」一一二～一一三頁。
- (27) 井上智勝「享保～宝暦期の吉田家をめぐる動向と吉見幸和」(衣笠安喜編『近世思想史研究の現在』思文閣出版、一九九五年)、同「地域社会における吉田神道の受容―宗源宣旨の授受を中心に―」(『日本史研究』四一六号、一九九七年)、同「近世中期における吉田家批判の現実化―神位宗源宣旨を題材に―」(今谷明・高埜利彦編『中近世の宗教と国家』岩田書院、一九九八年)。橋本政宣「憑霊信仰と吉田神道の祈祷」(『朱』四一号、一九九八年)。同「吉田家御広間雑記」について(『悠久』第七七号、一九九九年)。
- (28) 平重道「吉川神道の基礎的研究」一三八～一三九頁。
- (29) いずれの史料も金光図書館所蔵。門人帳については、近藤喜博編『白川家門人帳』(白川家門人帳刊行会、一九七二年)として翻刻されている。
- (30) 朝暮研究会編『近世朝廷人名要覧』(学習院大学人文科学研究所、二〇〇五年)
- 所収の一覧表による。
- (31) 岡田荘司校注「神道大系論説編九 卜部神道(下)」(神道大系編纂会、一九九一年)所収。
- (32) 「幕藩制国家における神社争論と朝幕関係」六九頁。
- (33) 平井誠二「公家鑑に関する基礎的考察」(『近世朝廷人名要覧』三九頁)。
- (34) 「吉川神道の基礎的研究」四五〇～四五二頁。
- (35) 「祠官家系図」(『石清水八幡宮史 首巻』石清水八幡宮、一九九七年、所収)。
- (36) このうち、承応三年四月の長門萩春日社の事例について、「御広間雑記」に当時社家(波多野式部)が上京して宗源行事の加行をしていることは記されるが、執奏については記載がない(たとえば、四月七日条、五月二日条など)。よって、「御広間雑記」の記載がなくても、執奏の事実があるかもしれないという推論を生むが、後西天皇の勅定からみれば、執奏が数多く行われたとは考えられない。
- (37) 橋本政宣「寛文五年「諸社禰宜神主等法度」と吉田家」二七一頁。平重道「吉田文庫「萩原兼従御遺言状」の一考察」六頁。
- (38) 久保貴子「近世の朝廷運営」(岩田書院、一九九八年)五二頁。野村玄「日本近世国家の確立と天皇」(精文堂出版、二〇〇六年)二七七～二七九頁。
- (39) 金沢市史編さん委員会編『金沢市史 資料編13 神社』(金沢市、一九九六年)四七七頁。
- (40) 橋本政宣「寛文五年「神社条目」の機能」(二七八～二八二頁)で、伝奏・高家・所司代が社家を吉田家に執奏を受けるよう指示する事例が示されている。
- (41) 高埜利彦「江戸幕府と神社」九五頁。井上寛司「日本の神社と「神道」」一八〇頁。
- (42) 西岡和彦「近世出雲大社の基礎的研究」(大明堂、二〇〇二年)九一～九三頁。井上寛司「日本の神社と「神道」」一八〇～一九〇頁。
- (43) 「吉田勘文」。なお「御広間雑記」元禄七年閏五月二十四日条に以下のようにある。
- 一、寛文六年七月二日、阿蘇宮之神主位階勅許、前殿下御執 奏、同七年正月晦日、前殿下御亭へ家来三人被召之、阿蘇宮之神主位階之事、吉田より執 奏分二柳原弁へ書状可遣之旨被仰出候故、畏候故申入、以後柳原弁へ書状遣之候事
- これによれば、「御広間雑記」寛文六年六月二十八日条に記された「肥後国阿蘇宮神主宮内友隆位階之事、柳原弁へ被仰入也」という一条は、この決着後に挿入されたことになる。
- (44) 表2に登場しない宇佐八幡宮も、大宮司家の宮成公躬が寛文七年十二月に從五位下彈正忠の官位を得ている(『宇佐神宮史 史料篇卷十四』宇佐神宮庁、二〇〇一年、四一〇～四二二頁)。もちろん、地方大社すべてが反発しなかったということではなく、訴訟での駆け引きをどう理解するかの問題である。

- (45) 間瀬久美子「幕藩制国家における神社争論と朝幕関係」七四頁。
- (46) 井上寛司「日本の神社と「神道」一八〇〇〜一九〇〇頁。佐藤真人「近世社家の吉田神道受容」二八六〜二九〇頁。
- (47) 井上智勝「近世本所の成立と展開」一二〇頁。
- (48) 橋本政宣「寛文五年「神社条目」の機能」二七三頁。
- (49) 「唯一神道制戒」(『神道大系論説編八 下部神道(上)』九〇頁)。
- (50) 橋本政宣「寛文五年「諸社禰宜神主等法度」と吉田家」二八三〜二八四頁。
- (51) 裁許状の名称は、「御許状并奥書文言控」(『神道大系論説編九 下部神道(下)』による)。
- (52) 『神道大系論説編九 下部神道(下)』五七一頁。
- (53) 以下のような記述がある。  
 (略) 去ル三日從江戸飛脚庄次郎、諸国社家方へ御裁許状写可被指下之旨申来ル、則今日来、此十年分令書写被指下ト云々(略)(寛文元年九月八日条)
- (54) 例えば、井上智勝「近世本所の成立と展開」(一一四頁)に裁許状・御一通数が一覧されているが、実際にはそれ以上になるといふことである。
- (55) 「神祇管領長上吉田家と諸社禰宜神主法度」四七頁、五三頁。
- (56) 金沢市史編さん委員会編『金沢市史史料編13 神社』四七八頁。
- (57) 『金沢市史史料編13 神社』には総計三百点を越える神道裁許状・書状・口宣案などを掲載していて、書式を見る上で大変有用である。同書では口宣案に添えられる文書に対して、一律に「吉田家神道啓状」の名称を付している。本稿でもその名称に従うべきであろうが、同書で見られる限り、「神道啓状如件」が用いられているのは、元禄十四年から宝暦五年に限られ、装束規程もない。それ以後は「神道之状如件」となり、「御許状并奥書文言控」の「官位御添状」と同様の形式になっていることもあって、「啓状」という様式名を一般化せず、ここではその名称を用いなかった。
- (58) 『三河国一宮砥鹿神社誌』(同社務所、一九四四年、二七頁)には、このときの裁許状と、官位添状が収められている。  
 三河国宝飯郡一宮砥鹿神社之祠官草鹿斗中務丞藤原延清恒例之神事参勤候時、可着風折烏帽子狩衣者、神道裁許状如件  
 寛文六丙午年五月廿七日  
 神祇管領長上侍從下部兼連(印)  
 参州宝飯郡一宮砥鹿大明神之祠官草鹿斗民部少輔延胤今度從六位下 勅許之事珍重々々、神事祭礼等不可有怠慢之状如件  
 寛文六丙午年六月三日  
 神祇管領長上侍從下部兼連(印)
- この官位添状には、先の例と異なり、装束規程は盛り込まれていない。また、
- (59) 「御広間雜記」では、裁許状を受けたのは「子共」とあるが、同書の系図などによれば裁許状を受けたのは実際には父親であった。  
 例えば、長門国萩八幡宮の井上治部は宗源行事の官金が不足し寛文九年七月五日に残金を納入している。
- (60) 出村勝明「吉田神道の基礎的研究」(臨川書店、一九九七年)二四六頁。松田春信は明暦四年四月十一日に吉田家に挨拶に来ている周防国山口神明社社人である。
- (61) 兼從没後は鈴鹿左京が名代となった。
- (62) 「寛文五年「神社条目」の機能」二七三〜二七四頁。
- (63) 宮地直一「穂高神社史」(『宮地直一論集』穂高神社史諏訪神社の研究(上)』(蒼洋社、一九八五年、一九四九年の復刻版)による)。
- (64) 寛文六年十一月十日条。宗門改制度に伴う軋轢の事例として全文をあげておく。  
 昨日生玉之社司より書状之旨趣、今度彦坂老岐守殿・石丸石見守殿撰州・河州兩國之寺社奉行ニ被仰出ニ付、宗旨御改ニ付、將監義代々生玉之神主職事二候へハ、葬礼等なども屋敷内ニて仕、則廟所なども仕置候得ハ、檀那寺と申事も無之、其上吉田殿御門弟之由、下代迄断申候得ハ、左候得者吉田殿より之断状有之者可然候旨被申候間、侍從様より之御状成共、又御家老中より之書状成共被遣之可被下□由申来、將監方へ家老中之返状、当年代々御門弟其上行事等御伝授之候へハ別義有間敷候様子被仰遣云々、下社人隠岐と云仁使者也  
 佐藤真人「近世社家の吉田神道受容」。
- (65) 拙稿「近世前期における稲荷社家と吉田家―神道伝授と元禄七年社殿修造一件―」(『朱』五〇号、二〇〇七年)。
- (66) 橋本政宣「吉田家御広間雜記」について(四三〜四八頁)を参照し補足している。
- (67) 吉田栄治郎「寛文法度の制定と吉田神道」一〇〜一一頁。
- (68) 廣渡正利「英彦山信仰史の研究」(文献出版、一九九四年)一五五〜一六一頁。
- (69) 宮地治邦「吉田神道裁許状の授受について」(『神道学』一九号、一九五八年、のち『神道大系論説編九 下部神道(下)』の解題に引用)。
- (70) 橋本政宣「憑霊信仰と吉田神道の祈禱」、同「吉田家御広間雜記」について。
- (71) 井上智勝「地域社会における吉田神道の受容」五六〜五九頁。
- (72) 第一章註27参照。
- (73) 宗源行事によって行われる祈禱には、熟達も必要だったようで、「為八条宮御祈禱日中修宗源十八両座入夜大護摩執行、脇座勝教・連直、予因為幼稚中臣和之勉焉」(寛文三年十一月二十二日条)と行事の経験の浅い兼連は祈禱を行っていない。
- (74) 「近世中期における吉田家批判の現実化」三四四〜三四七頁。

- (76) 『吉田叢書 第一編』(吉田神社、一九四〇年) 四四～四五頁。
- (77) 谷口澄夫『岡山藩政史の研究』(塙書房、一九六四年) 五八二～五八四頁。なお、新たに創建した神社の神体勧請の例として、寛永九年四月に勧請された筑前国黒田藩の与土姫大明神がある(『舜旧記 第八』、統群書類従完成会、一九九一年、寛永九年四月十五日・二十日条など)。
- (78) 岡田荘司「近世神道の序幕―吉田家の葬礼を通路として―」(『神道宗教』一〇九号、一九八二年)、同「近世の神道葬祭」(『近世の精神生活』)。なお、岡田氏は、「兼俱から兼見までの五代のほかに、霊社が建てられたのは、天明七年八月二十日没した兼雄である」(『近世神道の序幕』一六頁)と述べるが、寛文十年八月に出された「社并寺数之覚」によれば、神龍大明神社(兼俱)、唯神霊社(兼右)、豊神霊社(兼見)、神海霊社(萩原兼従)以外に、大心(秦神)霊社(兼起)、天涼霊社(おふりの方・天涼院)が建立されていた(寛文十年八月四日条)。天涼院は、兼連の姉で、將軍家綱の側室となったが、寛文七年六月に没した(橋本政宣「寛文五年「諸社欄宜神主等法度」と吉田家」二九五～二九六頁)。京で行われた葬儀は、「神道之法式」により「僧尼輩老人も不入」(寛文七年七月五日条)という神葬祭であり、霊社神体が記されたのは九月二十三日、遷宮は二十五日であった。
- (79) 間瀬久美子「神社と天皇」(永原慶二ほか編『講座・前近代の天皇』3 天皇と社会集団)青木書店、一九九三年、二三五頁)では、幕府は神に祀られたという大名の意識を阻止できなかったとする。
- (80) 貞享四年に惣社社家の墓所に参った橋三喜によれば、「輪霊神祠昌勝主、天宗霊社昌勝室、山底火霊社昌興主」として祀られていた(大塚統子「橋三喜諸国一宮巡詣記(一)」『神道古典研究所紀要』第二号、一九九六年) 六二頁。
- (81) 例えば、西田長男「神道宗門」(『日本神道史研究 第六卷近世編(上)』、初出は一九四九年)。
- (82) 平重道は、兼俱以後、吉田家の神典研究が進んでいないことを指摘している(『吉川神道の基礎的研究』一四〇頁)。
- (83) 『舜旧記 第六』(統群書類従完成会、一九九四年) 元和九年三月二十九・三十日条。萩原兼従が兼英を信頼していなかったことについては、平重道「吉田文庫『萩原兼従御遺言状』の一考察」八頁、参照。
- (84) 『吉田叢書 第二卷』(内外書籍、一九四二年) 二四～三二頁。西田長男「日本神道史研究 第六卷近世編(上)」二七八頁。
- (85) なお、松田如閑が水戸家近習中に出した八月十二日付書状(惟足に関するもの)について、西田長男氏は貞享三年と推測されている(『日本神道史研究 第六卷近世編(上)』二七七頁)。しかし、文末の「萩原病氣大事に御座候て、看病候者とも大勢つきそひ罷在候故、とひ申候二不及言上仕御事に御座候」(萩原兼従の病気が重く看病のものが多く付き添っているので、(惟足のことを兼従に) 問うことができないまま、言上している)の一文から、没した前日(万治三年八月十二日)のことに思える。後考を期したい。
- (86) 井上寛司氏は、神社条目第一条前半の「専学」神祇道、「所」其敬「之」神体弥可「存知」之の「神祇道」を神社祭祀そのものと理解している(『日本の神社と「神道」』一五二頁)。第一条の後段(有来神事祭礼可「勤」之)は明らかに祭祀に関するものであっても、前半部の「神祇道」は、もう少し広い意味を持っているように思われる。そうでなければ、遠江の神職の願いや吉川惟足の講釈への関心の高さは出てこないのではなからうか。
- (87) 八月十二日の萩原兼従の三回忌に、惟足も参列した後のことである。
- (88) このうち、八月二十八日、九月一日(延引)、九月五日に中臣祓講義が行われ、七日に惟足は帰国している。聴聞者もほぼ同じであった。
- (89) 西田長男「日本神道史研究 第六卷近世編(上)」(二三七～二四五頁)でも詳細に記されている。
- (90) 同右、二四九～二六〇頁。
- (91) 同右、二六一頁。
- (92) 井上智勝「十七世紀中～十八世紀初期における式内社研究―その主体と思想―」(『日本思想史研究会会報』(二〇号、二〇〇三年) 六九～七〇頁)。
- (93) これらの大名が東照宮を勧請しているのも重要だろう(中野光浩「諸大名における東照宮勧請の歴史的考察」『歴史学研究』七六〇号、二〇〇二年、一八～二〇頁)。例えば、吉川惟足の門人になった津軽信政の津軽家は東照宮を勧請するのが非常に早かった外様大名であった。
- (94) 「近世本所の成立と展開」一一五～一一六頁。
- (95) 義直については、井上智勝「十七世紀中～十八世紀初期における式内社研究」や田辺昭「徳川義直の伊勢参宮―「神祇宝典」の成立に関連して―」(『皇学館論叢』一一四、一九六八年)。
- (96) 「慶安二年田中家仕置判物」(『石清水八幡宮史 史料第四輯』石清水八幡宮社務所、一九九四年) 四九七～四九九頁。
- (97) 以下、頼房については、『吉田叢書 第二』(吉田神社、一九四二年、のち、西田長男「唯一神道名法要集」諸本解説『日本神道史研究 第五卷中世編(下)』講談社、一九七九年)、名越時正「水戸学の研究」(神道史学会、一九七五年)を参照。
- (98) 絵師の来訪は十二月五日まで続いた。
- (99) 名越時正「水戸学の研究」一四二、一四五頁。
- (100) 名越時正「水戸学の研究」一五〇、一五九頁。如閑は、承応三年九月十六日に神道伝授を受けていた。橋本政宣氏は吉田兼連に「小学」を講じる松田如閑を「儒



者」と表現しているが〔寛文五年「諸社禰宜神主等法度」と吉田家」二八四頁〕、これは如閑が儒家神道の立場だったことを示唆している。

(101) たとえば、明暦四年五月十九日に如閑の紹介で、常陸国社家二人が兼連と対面している。

(102) 後に編まれたものではあるが、町尻量原「神業類要」〔神道大系論説編八 卜部神道(上)〕所収、三五八頁)には、式内社の神体の詳細は、神祇管領家の口伝にあるとしている。

(103) 西田長男「武家封建の教学としての吉川神道」〔日本神道史研究第六巻 近世編(上)〕

(104) 寛文八年以後は、松岡市之進が吉田家に行ってくるようになる。同一人物か、縁者なのかは不明だが、備前国社家の裁許状仲介などの活動は同じである。

(105) 松下松平「一宮巡詣記第一巻全文の発見」〔明治聖徳記念学会紀要〕五〇号、一九三八年。

(106) ピーター・バーガー『聖なる天蓋』(藪田稔訳、新曜社、一九七九年)二〇〇頁、二一五～二一六頁。

〔追記〕本稿は二〇〇七年一月に提出したが、この間いくつかの重要な関連論文・著書が上梓された。特に井上智勝『近世の神社と朝廷権威』(吉川弘文館、二〇〇七年六月)は、本稿で引用した論文が、ほぼ全編修正を加えられつつ収められている。本来なら十分言及すべきところ時間的制約のためかなわなかった。お許しをいただきましたと思う。また文中特に断わりがない限り、史料の引用箇所は「御広間雑記」のものである。史料利用に便宜をはかっていた天理大学附属天理図書館にお礼申し上げます。

(天理大学おやさと研究所、国立歴史民俗博物館共同研究協力者)

(二〇〇八年六月一七日受理、二〇〇八年七月二九日審査終了)

## The Activities of the Yoshida Family in the Middle of the 17th Century : The Kanbun Era as a Period of Consolidation

HATAKAMA Kazuhiro

This paper separates the activities of the Yoshida family in the middle of the 17th century into the five categories of *shisso* (imperial certificates of transmission), Shinto *saikyojo* (licenses pertaining to ceremonial matters), *gyoho* (practices), *kanjo* (invitation of a kami to another shrine for re-enshrinement) or *kito* (incantations), and theology. It identifies problems when the Yoshida family established control of Shinto priests as a result of *jinja jomoku* (shrine regulations) and at the same time examines these respective aspects and their mutual relationships.

The author's study raised the following three points. First, when the *bakufu* issued *jinja jomoku*, although the Yoshida family was demonstrably spreading its control to include regional Shinto priests, the status of the Yoshida family within the imperial court was not as high as the *bakufu* assumed. Therefore, by overestimating the status of the Yoshida family, the *shisso* dispute has not been fully appreciated in previous research.

Second, previous research on the relationship between the Yoshida family and the regions has been blinded by the dominant relationship and organization of status made possible by the issuing of *shisso* and Shinto *saikyojo*. As a result, the spread of Yoshida Shinto *gyoho* has not been fully understood. Therefore, there has been no perspective from which to analyze the complex relationship between Yoshida Shinto and regional *taisha* (dominant shrines).

Third, when it became apparent that the theology of the Yoshida family was stagnating, there were two decisive factors that had a huge impact on their specialization in shrine rituals and ceremonies (the transfer of *saikyojo* and *gyoho*). These were heightened demand for theology immediately following the promulgation of *jinja jomoku*, and the activities of Yoshikawa Koretaru, who was instrumental in the promulgation.